

令和6年度 第2回

岡山県広域特別支援連携協議会

岡山県発達障害者支援地域協議会

日 時：令和7年2月19日（水）

10：00～11：30

場 所：ピュアリティまきび 橘

次 第

1 開 会

2 協 議

(1) 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトについて
(R6年度実施状況)

(2) 発達段階ごとの特別支援教育の充実について

- ・令和6年度インクルーシブ教育×ICT活用推進フォーラム
- ・通級による指導におけるICT活用研究事業
- ・高等学校における合理的配慮充実事業

3 その他

4 閉 会

目 次

○令和6年度岡山県広域特別支援連携協議会委員兼岡山県発達障害者 支援地域協議会委員名簿	1
○岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱	2
○岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱	3
○岡山県発達障害者支援地域協議会・岡山県広域特別支援連携協議会 の公開に係る取扱い	5
○発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト について（R6年度実施状況）	6
○発達段階ごとの特別支援教育の充実について	21
(1) 令和6年度インクルーシブ教育×ICT活用推進フォーラム ・岡山県の取組について ・発表概要等一覧	
(2) 通級による指導におけるICT活用研究事業	
(3) 高等学校における合理的配慮充実事業	

令和6年度 岡山県広域特別支援連携協議会委員兼
岡山県発達障害者支援地域協議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属	備 考
学 識	村社 卓	岡山県立大学保健福祉学部教授	
医 療	佐藤 正浩	公益社団法人岡山県医師会理事	
関係機関	新谷 義和	おかやま発達障害者支援センター所長	
	風早 ひろみ	岡山市発達障害者支援センター所長	
親の会	石原 秀郎	NPO法人岡山県自閉症協会理事長	
保健・福祉	北村 幸治	岡山県保健医療部健康推進課長	
	横田 健二	岡山県子ども・福祉部子ども未来課長	
	田口 昌弘	岡山県子ども・福祉部子ども家庭課長	
	奥山 巧	岡山県子ども・福祉部障害福祉課長	
	光井 聡	岡山県保健所長会	
	九折 正晃	倉敷市総合療育相談センター所長	
労 働	大崎 雅也	岡山労働局職業安定部職業対策課長	欠席
	青木 弘明	岡山県産業労働部労働雇用政策課長	西田 一宏 総括参事 代理出席
教 育	荻田 直樹	岡山県教育庁義務教育課長	梶並 公人 総括副参事 代理出席
	鶴海 尚也	岡山県教育庁高校教育課長	
	江草 大作	岡山県教育庁特別支援教育課長	
	村上 直也	岡山県総合教育センター教育支援部長	
	作間 正浩	岡山県総務部総務学事課長	岡崎 進一 総括参事 代理出席
学 校	西川 裕	岡山県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会	
	原田 敬子	岡山県特別支援学校長会	

岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 発達障害のある人のライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図るため、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2の規定に基づき、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 発達障害のある人への早期支援をはじめとするライフステージを通じた支援体制の在り方の検討に関する事
- (2) 発達障害のある人への支援における医療、保健、福祉、教育、労働等の関係分野の連携に関する事
- (3) 発達障害のある人の支援に関わる人材の育成に関する事
- (4) 発達障害への理解の促進に関する事
- (5) その他発達障害のある人の支援の充実に必要な事項に関する事

(組織)

第3条 地域協議会は、次に掲げる者のうちから、県知事が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局及び機関の職員
 - (2) 学校関係者
 - (3) 岡山県医師会所属の医師
 - (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 親の会代表
 - (7) その他知事が適当と認める者
- 2 地域協議会の委員は、岡山県教育委員会が設置する広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）の委員を兼務する。
- 3 地域協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 地域協議会に、委員長を1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、地域協議会の業務を処理する。

(会議)

第5条 地域協議会は、連携協議会と共同し、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、地域協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 地域協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

- 2 地域協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱

(設 置)

第1条 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育等の関係部局・機関、大学、医師会及び親の会（以下「関係機関等」という。）が、相互の連携を図り、障害のある児童生徒に対し、総合的な教育的支援を実施するため、岡山県広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内の支援地域（障害のある児童生徒等にニーズに応じて必要な教育的支援を適切に提供するために岡山県教育委員会が想定する地域をいう。）の範囲に関すること。
- (2) 就学前（小学校又は特別支援学校の小学部就学前までの段階）からの障害のある幼児及びその保護者等に対する教育相談の充実に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (3) 就学中（小・中学校、高等学校又は特別支援学校に就学している段階）の適切な教育的支援の実施に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (4) 就学中から卒業後の社会生活への円滑な移行に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (5) 障害のある児童生徒等に関わる人材の育成に関すること。
- (6) その他関係機関等相互の情報の共有化に関すること。

(組 織)

第3条 連携協議会は、次に掲げる者のうちから、岡山県教育委員会教育長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育の関係部局及び機関の職員
- (2) 学校関係者
- (3) 岡山県医師会所属の医師
- (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
- (5) 学識経験者
- (6) 親の会代表
- (7) その他岡山県教育委員会教育長が適当と認める者

2 連携協議会の委員は、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）の委員を兼務する。

- 3 連携協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 連携協議会に、委員長1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、連携協議会を代表し、会務を総理する。
3 委員は、委員長の命を受け、連携協議会の業務を処理する。

(会 議)

第5条 連携協議会は、地域協議会と共同して開催し、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、連携協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 連携協議会の事務局は、岡山県教育庁特別支援教育課に置く。

- 2 連携協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

岡山県発達障害者支援地域協議会・岡山県広域特別支援連携協議会の公開に係る取扱い

岡山県発達障害者支援地域協議会及び岡山県広域特別支援連携協議会（以下「協議会」という。）の公開に関しては、岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱（平成29年4月1日）及び岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱（平成16年8月26日）に定めるもののほか、この取扱いによるものとする。

1 公開基準

以下の各号に該当すると委員長が認めるときは、理由を付して、その全部又は一部を非公開とする。一括又は会議ごとに公開・非公開を決定する。

- (1) 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第8号）第7条各号の規定に該当すると認められる場合
- (2) 協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

2 公開の方法

傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとし、傍聴者の定員、資料提供の方法等については、協議会で決定する。

3 会議の開催周知

協議会の開催日の1週間前までに以下の事項を岡山県のホームページに掲載することにより行う。

ただし、会議の開催を周知することにより会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合、又は緊急な会議の開催等やむを得ない場合はこの限りでない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 公開又は非公開（一部非公開を含む）の別及び非公開の理由
- (4) 傍聴を認める者の定員及び傍聴手続
- (5) 問い合わせ先

4 会議資料及び議事録の公開

- (1) 原則として岡山県のホームページに掲載する。なお、発言委員の氏名は記載しないものとする。
- (2) 上記「1 公開基準」の各号に該当する場合であって、委員長が公表することが適当でないと認めるときはこの限りでない。

岡山県 発達障害のある人の職場研修事業



【実施主体】

- ・岡山県（企画運営：発達障害者ワーキンググループ）
- ・事業委託（令和6年度）：おかやま発達障害者支援センター
（旭川荘療育・医療センター）

岡山県 発達障害のある人の職場研修事業（概要）

【目的】

本 人：自身の工夫や対処でできること、周囲にサポートを求めることに
気づき整理した上で、その後の一般企業等への就職につなげる。
受入部署：研修生を受け入れることで、合理的配慮に必要な視点を学ぶ。



その結果を、今後、自治体や企業等における受け入れ体制の推進や雇用
促進に役立てる（雇用者向けハンドブックの作成と地域展開）

【研修生】

- 満18歳以上（令和6年4月1日時点）で、発達障害の診断を受け、
原則として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること
- 就労支援機関（岡山障害者職業センター、就労移行支援事業所）を一定期間
利用し、障害特性や配慮点を文書にまとめたプロフィールを作成している者

岡山県 発達障害のある人の職場研修事業（概要）

【期 間】 1ヶ月程度（令和6年11月5日～令和6年12月6日）

【受入部署】 特別支援教育課

障害福祉課（備前県民局と労働雇用政策課に出張業務あり）

【研修時間】 1週間当たり5日 ※1日当たり上限6時間（休憩45分）

【研修内容】 事務補助業務

<1日の流れ:例>

AM: 挨拶・出勤簿・日誌・体調チェック表記入、担当者と予定確認（定例業務）
データ入力、新聞切り抜き作業、郵便仕分け、配布、書類整理

PM: 郵便発送、テプラ作成、書類のホチキス止め、シュレッター、
振り返りミーティングレポート作成

研修生と相談して
研修時間を調整します

作業場面



(研修期間前)

参加者：研修生 推薦機関 受入部署 支援センター

【顔合わせ】

○研修生プロフィール(ナビゲーションブック)の聞き取り

❖セールスポイント、苦手なこと・自分の対処、体調面、

周囲への理解・配慮事項の聞き取り ⇒ 聞き取った内容は受入部署内で共有

【受け入れ部署でのオリエンテーション】

○職場環境や業務内容に関する説明

○部署として実施可能な配慮の話し合い

○職場内見学

障害特性と希望する
配慮等をまとめた文書に
よる情報提供
(ナビゲーションブック)

5

岡山県 発達障害のある人の職場研修事業 (研修期間中)**【研修期間中の振り返りミーティング】****◆1週目 『新しい環境で働き始めた時に』**

(参加者：研修生・受入部署・推薦機関・支援センター)

研修中に
コミュニケーションの機会
を計画的に設定
(日誌・ミーティング)

◆2週目 『支援機関とのミーティング』

(参加者：推薦機関・受入部署・岡山障害者職業センター・支援センター)

○受入部署としての気づきやエピソード、支援機関のサポート

○ナビゲーションブック

❖修正・更新に向けたポイント(障害者職業センターより)

❖参考になった点・加筆修正すると良いと思われる点

6

(研修期間中)

■3週目 『職場に合わせたコミュニケーション』

(参加者：研修生・受入部署・推薦機関・支援センター)

○ナビゲーションブック(参考点、加筆・修正点)

研修経験を振り返り
自分の対処や工夫と
希望する配慮などを
再整理

■4週目 『ナビゲーションブックのブラッシュアップ』

○研修やミーティングを踏まえ、支援機関で本人、担当者などで加筆・修正を行う

■5週目(最終週)『まとめ：今後に向けて仕事を無理なく続けるために』

(参加者：研修生・受入部署・推薦機関・支援センター)

○自己評価、受入部署の評価の共有

○更新したナビゲーションブックの共有

○今後も続けたい自分の対処や工夫・自身として助かる配慮やサポート

振り返り
ミーティング

岡山県発達障害のある人の トータルライフ支援プロジェクト

雇用者向けハンドブック 発達障害のある人と共に働くために 第2版(R6年3月発行)

- 1) 発達障害のある人の特性
- 2) 受入体制の準備
- 3) 想定される課題と対応や工夫
- 4) 振り返りミーティング
- 5) コラム
受入側・本人・就労支援機関の声
New: 追加コラム
「本人と支援者が共に取り組む合理的配慮に向けた準備」
- 6) 資料編
・支援機関のパンフレット
・各種書式
日誌、評価表(本人用/配属部署用)
振り返りミーティングワークシート 等

掲載されているホームページ

● 岡山県障害福祉課

https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/919509_8796997_misc.pdf

雇用者向け ハンドブック

発達障害のある人と 共に働くために

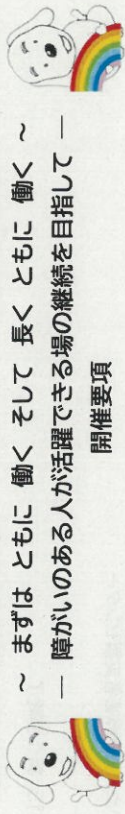
第2版

- 受入体制の準備
- 想定される課題と対応や工夫
(就労初期～定着期)
- 振り返りミーティングワークシート
- コラム 受入側・本人・就労支援機関の声
本人と支援者が共に取り組む合理的配慮に向けた準備 (更新)

定着にむけて本人と受入側が双方向で
コミュニケーションできる職場づくり

岡山県発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト
発達障害のある人の就労支援ネットワーク事業

令和6年度 雇用促進研修会 ・ 将来に向けての障がい者雇用セミナー2024



～ まずは ともに 働く そして 長く ともに 働く ～
 — 障がいのいる人が活躍できる場の継続を目指して —

開催要項

1. 日時 令和6年12月11日(水) 12:30～16:45 (受付開始12:00～)

2. 会場 くらしき健康福祉プラザ(倉敷市笹沖180番地)

3. 対象 別紙のとおり

4. 内容 別紙のとおり

5. 定員 100名 参加費:無料

6. 申込方法

● 障害者雇用検討企業 及び 障害者雇用企業の人事・現場担当者の方

以下 URL(グループフォーム)にてお申込ください

<https://forms.gle/q85pBK2Nmndo0hdDs7>



● 公務部門(国・地方公共団体)の人事・現場担当者の方

以下 URL(グループフォーム)にてお申込ください

<https://forms.gle/TeV6WshZ37WBH9j88>



※グループフォーム利用が難しい場合、下記の項目について、

倉敷障がい者就業・生活支援センター(syugyo@kgwc.or.jp) にお申込みください

※①～⑥につきましてもお1人ずつご記入ください

①所属(企業名) ②氏名 ③職名 ④電話番号、⑤連絡先メールアドレス

⑥参加希望(第1部・2部の両方に参加/第1部のみ参加/第2部のみ参加)

⑦第2部分科会の希望【A/B】

⑧障害者雇用経験の有無

【あり(発達障害のある人の雇用経験あり)/あり(発達障害のある人の雇用経験なし)/なし】

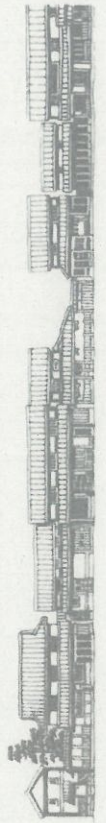
⑨障害のある人の採用に関して、困っていること、他社の意見を聞いてみたいこと

⑩障害のある人の定着に関して、困っていること、他社の意見を聞いてみたいこと

事前の確認事項があるため、個別に連絡をさせていただくことがあります。

7. 締め切り

令和6年11月29日(金) ※定員になり次第締め切らせていただきます



8. 問い合わせ

岡山障がい者就業・生活支援センター

担当:大西

TEL:086-275-5697 Mail:syugyo-seikatsu@asahigawasou.or.jp

倉敷障がい者就業・生活支援センター

担当:入江・阿部

TEL:086-434-9886 Mail:syugyo@kgwc.or.jp

津山障がい者就業・生活支援センター

担当:土井・三井

TEL:0868-21-8830 Mail:center@tsuyamafukushi.or.jp

たかはし障がい者就業・生活支援センター

担当:池田

TEL:0866-56-1320 Mail:takahashi-syugyo@asahigawasou.or.jp

おかやま発達障害者支援センター

担当:萩山・小松原

TEL:086-275-9277 Mail:asdsdien@po.harenet.ne.jp

9. くらしき健康福祉プラザ会場案内図



- 倉敷駅から 両備バス「倉敷循環線」で約20分
「葦高小学校正門」下車 徒歩5分
- 倉敷駅から 両備バス「吉岡線水島行き」で約20分
「葦高小学校東」下車 徒歩10分
- 駐車場完備

別紙 【プログラム(予定)】

開会挨拶 12:30

岡山県子ども・福祉部障害福祉課

第1部 12:35～14:15

雇用促進研修会「発達障害のある人と共に働くために」 会場:プラザホール

対象

障害者雇用検討企業 及び 障害者雇用企業の人事・現場担当者
公務部門(国・地方公共団体)の人事・現場担当者

これまで、「岡山県発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト」として岡山県、おかやま発達障害者支援センターで開催してきた本研修会を、今回は障害者就業・生活支援センターとのコラボにより「障がい者雇用セミナー」と同日開催いたします。実際の雇用事例を紹介いただきながら、発達障害のある人が個々の能力を活かして働き続けることができる職場環境やサポート内容について、共に働く立場の皆さまとリアルな意見交換ができればと思います。

主催:岡山県子ども・福祉部障害福祉課
おかやま発達障害者支援センター
(旭川荘療育・医療センター)

12:35 実践報告(60分)

キリンビール株式会社 岡山工場 総務広報担当 部長補佐 山本 大輔 氏
岡山障害者就業・生活支援センター 就労支援ワーカー 大森 祐貴 氏

石井食品株式会社 管理本部 品質管理部 統括部長 氏家 聡 氏
津山障害者就業・生活支援センター 主任就業支援員 三井 友美子 氏

13:35 質疑応答(20分) コメント(10分)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岡山支部
岡山障害者就業センター 主任職業カウンセラー 植木 康敬 氏

14:05 情報提供 雇用者向けハンドブック第2版の紹介

おかやま発達障害者支援センター

14:15 第1部終了



第2部 14:30～16:45

将来に向けての障がい者雇用セミナー2024

～ まずはともに働くそして長くともに働く～
— 障がいのある人が活躍できる場の継続を目指して —

会場:101・102・201・301研修室(分科会A) プラザホール(分科会B)

対象

障害者雇用検討企業 及び 障害者雇用企業の人事・現場担当者

※公務部門(国・地方公共団体)の人事・現場担当者の方も業務の参考になる話題が多く聞かれると思いますので、よろしければご参加ください。

社会・経済情勢も不安定な中、障害者雇用率の引き上げ、最低賃金の改定、合理的配慮の提供、中高年齢層の就労継続など、障がい者雇用に取り組む企業には様々な対応が求められています。

すでに障がいのある方を雇用している企業も、これから雇用しようとする企業も、多くの不安や迷いを抱えているのではないのでしょうか。

本セミナーは、障がいのある方と「まずはともに働く」「長くともに働く」ために、企業が本音を語り合い、アイデアを出しあい、ネットワークを構築し、安心を持ち帰れる、そんな機会にしたいと考えています。

主催:障害者就業・生活支援センター(岡山・倉敷・津山・たかはし)

後援(予定):岡山労働局・岡山県・岡山市・倉敷市・津山市・高梁市・新見市
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岡山支部 岡山障害者就業センター

分科会A 『他企業から学ぶ障がい者雇用の実践と改善策』 会場:101・102・201・301研修室

対象 障がい者雇用の経験がある企業

内容 (1) グループワークの進め方(ワールドカフェ方式)

(2) グループワーク

分科会B 『障がい者雇用のはじめの一歩～雇用から定着まで～』 会場:プラザホール

対象 障がい者雇用の経験がない企業

内容 (1) オプザーバー企業より事例紹介

(2) 事前質問に対する情報共有

分科会A/分科会B オプザーバー企業(予定)

青山商事株式会社 丸五ゴム工業株式会社 株式会社創心會 株式会社仁科百貨店

公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構倉敷中央病院 株式会社キョウセイ

JFEアップル西日本株式会社 両備ウェルネス株式会社 ほか

全体シェアリング 会場:プラザホール

対象 参加者全員(参加自由)

内容 分科会A・分科会Bの取り組みを全体で共有

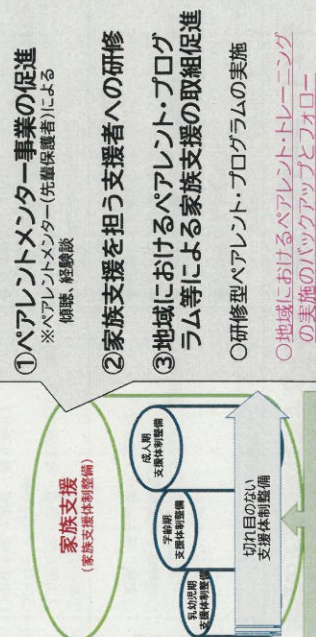
16:45 閉会挨拶

次回開催 津山障害者就業・生活支援センター

ペアレント・トレーニング地域普及の取組

1

発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト (第3期 2021-2025)



【支援体制整備】

発達障害のある人とその家族が

すべてのライフステージで、どの地域においても、どの支援者からも、
個別の特性に応じた支援を受けることができるためのシステム作り

1次的
支援

・発達障害のある人、疑いのある人、ご家族への相談支援

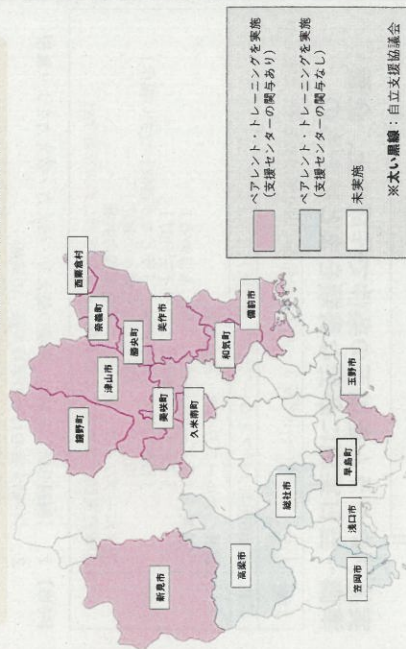
2次的
支援

・支援者（保健・教育・福祉・労働等）への後方的な支援
（機関コンサルテーション、個別の調整会議等）

3次的
支援

・発達障害支援に関する市町村の事業や部局横断的な検討
会議への運営協力、普及啓発・研修等

岡山県内 ペアレント・トレーニング 実施状況 (R6) (事業所などでの開催は含まず)



地域の実施機関に対するペアトレ実施に係るサポート方法		
段階	ペアトレ実施機関のニーズ	支援センターのサポート
導入 準備	○ペアトレの概要 (講義内容、対象や効果、日程等) ○他地域での実施状況 ○実施に係る経費や準備内容	◆研修会による情報提供 (ペアトレの概要、県内の実施状況等) ◆市町村の会議や自立支援協議会での提案 ◆導入検討会議での説明 ◆機関からの個別の問い合わせへの対応 ◆他地域のペアトレの見学調整
	○事前会議の開催 (実施形態・日程・役割等の共有、確認) ○プログラムの開催 ○事後会議の開催 (振り返り)	◆会議参加による情報提供・助言 ◆「実施マニュアル」の提供 (対象や日程等に合わせた微調整を含む) ◆当日参加によるOIT
継続 実施	○事前会議の開催 (振り返りを基に検討・共有) ○プログラムの開催 ○事後会議の開催 (振り返り)	◆研修会による情報提供 ◆会議参加による情報提供・助言 (周知の工夫、プログラム内容の検討等) ◆当日参加によるOIT

実施マニュアルの提供

実施プログラムを以下の条件で作成の上、企画・準備～当日実施に必要な書類をまとめたもの

対象	おおよそ3歳から小学校3・4年生の発達に困り感がある子どもをもつ保護者
回数	本編6回およびフォローアップ (計7回)
内容	講義、グループワーク、家庭実践 ①講義：「子どものいいところ探し&ほめる」 「子どもの行動の3つのタイプ分け」 「行動分析」「環境調整」「子どもが達成しやすい指示」 【課題分析】「不適切な行動への対応」 ②グループワーク：アイデアや家庭実践の共有 ③家庭実践：ほめることの実践、行動変容のための家庭実践

【特徴】 1. 「課題分析」を加え、環境の整え方・伝え方・教え方をより重視
2. 「行動変容のための家庭実践」の追加
家庭で環境の工夫や予定の示し方等を実施できるよう、
目標設定のワークシートやブランチシート作成を導入

＜実施マニュアルの構成＞		
【企画・準備】		
➤ 事業の進め方 (年間スケジュール) ➤ 準備や役割 ➤ 要項・会議資料・チラシ・フェイスシートなどのひな型		
【プログラム当日】		
➤ 実施日のタイムスケジュール ➤ ノートつき講義資料と各種ワークシート ➤ アンケート ➤ ファシリテーションのコツについての説明		

アンケート実施 支援者20名に依頼、回答数19名

アンケート対象地域と対象者の概要

地域	導入年	運営方法	当日の運営スタッフ	当日の業務分担	他機関 見学
A	R5	行政から 福祉サービス事業 所へ委託	心理士 保育士 作業療法士	講義とファシリテーションを輪番で担当	あり
B	R6	行政直営	保健師 心理士	・講義 (心理士) ・ファシリテーションと記録 (保健師)	なし
C	R6	自立支援協議会	<職種> 保健師 心理士 相談員 精神保健福祉士 <所属機関> 行政 福祉 サービス事業所	講義とファシリテーションを輪番で担当	あり

8

『実施マニュアル』が定める対象者像と回数設定、および各種資料について

①対象者像は地域のニーズに 合っていると感じるか (N=19)

合っている	17
少しちがう (※)	1
わからない	1

※ 「少しちがう」の回答：
1～2歳の保護者にも必要と感じる

②回数設定 (本編6回) はどのように感じるか (N=19)

適切である	16
検討が必要 (※)	3
わからない	1

※ 「検討が必要」の回答：
・もう少し回数が少ないと参加のハードルが下がると感じる
・4回くらいがありがたい
・6回のスピード感はちよとよいと感じるが、数ある事業の1つとすると負担感が大きい

③『実施マニュアル』に不足はなかったか (N=19)

不足はなかった	14
他に必要なものがあった (※)	1
わからない	4

※ 「他に必要なものがあった」の回答：
実施前にスタッフがペアトレの内容や目的を共有するための概要説明がある
とよい

9

ペアトレ終了後の実施機関の声

- 保護者が子どもの特性に気づき関わり方が変化する様子を見ることができて良かった。保護者支援として必要なプログラムだと思う。
- 自分自身も発達支援について学ぶことができた。このエッセンスを日々の業務に活かしたい。
- ペアトレが継続され、多くの保護者が変化することで個別相談の件数が減るように思う。



継続した支援を希望

10

現状と課題

- サポートのメニューは、おおよそ充足
- 地域のペアトレ導入に向けた動きの過程や支援者の職種・構成はさまざまであり、異なるニーズに柔軟に対応する必要性
- 対象年齢以外の年齢帯 (0～2歳、思春期) の子どもをもつ保護者へのサポートのニーズや実施回数が増える支援者の負担感等が課題

11

今後に向けて

- 地域のニーズはさまざま
- ➔ 地域の支援体制を知り、地域の個別性に合わせたアプローチとサポート
- 対象年齢以外への対応や支援者の負担等の課題
- ➔ 全国の各種プログラム・取組の情報収集と紹介

12

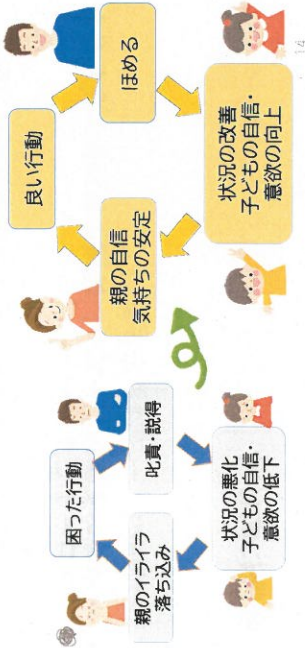
参考資料)

ペアレントトレーニングの概要

13

ペアレント・トレーニング

目指すことは “悪い循環から良い循環へ”



14

おかやま発達障害者支援センター版 ペアレント・トレーニング

	コアエレメント	ホームワーク
第1回	オリエンテーション 行動を観察する いいところを探そう	いろいろな人をほめてみよう
第2回	行動の3つのタイプ分け 行動のしくみを考えよう 目標設定をしてみよう	子どもをほめてみよう
第3回	行動観察 (ABC) 事前の工夫を考える ・整え上手になろう ・教え上手になろう ・プランシートを作ろう！	目標行動を観察してみよう
第4回	環境調整 こどもの達成しやすい指示	家庭で実践してみよう
第5回	伝え方の工夫を考える ・ほめ方の工夫2 ・記録シートを見直そう！ 待ってからはめよう	家庭で実践してみよう
第6回	子どもの不適切な行動への対応 まとめ	家庭で実践してみよう
フォローアップ	ペアトレの復習 近況報告＆座談会 修了証授与	

15

プログラムの各回の流れ

- ①「前回のホームワークの振り返り」
- ②「今回のテーマの講義」
- ③「演習とロールプレイ」
- ④「今回のホームワークの提示」



ファシリテーターが一方的に進めるのではなく、参加者同士のかかわりを通して、参加者自身の持っている力を引き出しながら、参加者が能動的にプログラムの学習と実践に取り組むように進める

発行所は岡山県 発達支援のスキル向上支援事業 発達支援研修会
岡山県立大学 発達支援部 式部 陽子先生 資料より

16

基本プラットホーム

- 基本プラットホームは、ペアレント・トレーニング実施の共通の土台となるもの
- 実施するプログラムを「ペアレント・トレーニング」と呼ぶために必要なもの

コアエレメント
(プログラムの核
となる要素)

運営の原則

実施者の専門性

※以降のスライド参照

- 個別実施よりグループ実施
(1グループは4～5人を目安に)
- 回数5回以上(サフォーアアップセッション)
- 1回は90分～120分で隔週実施

- コアエレメントの内容を理解し、親に助言ができる
- 親のこれまでの関わりを否定せずに子どもに適した関わりを提案できる
- 子どもの成長や親の養育スキルの獲得を、小さなことから発見してフィードバックできる

一般社団法人 日本発達障害ネットワークJDDnet事業委員会作成「ペアレント・トレーニング実践ガイドブック」より 17

<コアエレメント>

★子どもの良いところ探し&ほめる★

- 子どもの適応的な行動に注目する
- 行動の後に子どもにとってプラスの状況(ほめたり、子どもの好む活動を用意したり)をもたらすことができるように、子どもの特性に応じたほめ方や関わり方ができるようにすることを目指す

意義

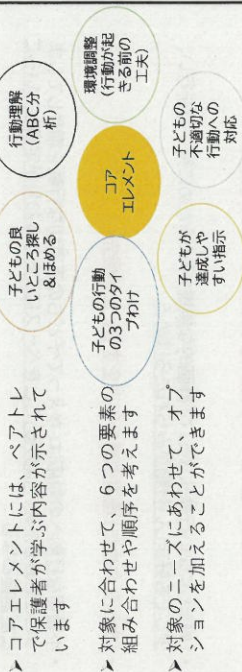
- 子どもの行動の肯定的な側面への注目
→ 親の認知変容につながる
- 子どもの行動観察による、子どもの特性理解を促す
→ 子どもの行動のメッセージを見つけてやすくなる
- 子どもの適切な(好ましい)行動に対する肯定的な注目や賞賛
→ 子どもにとってうれしいと好みの結果であることが重要
→ 子どもの適切な行動を増やす
→ 親子のプラスの相互作用が増えていく
→ 過度の叱責や注意が減る

香川の生涯 家族支援のスキル向上支援事業 発達支援情報会
常盤山大学 心理学部 式部 陽子先生 資料より(改変)

19

①コアエレメント

プログラムの核となる要素



一般社団法人 日本発達障害ネットワークJDDnet事業委員会作成「ペアレント・トレーニング実践ガイドブック」より 18

<コアエレメント>

★子どもの行動の3つのタイプわけ★

- 問題を「行動として整理する」ことを目的とし、子どもの行動を、「**好ましい行動**」、「**好ましくない行動**」、「**許しがたい行動**」の3つに分ける
- 「**好ましい行動**」に注目してほめることから始める
- 「好ましくない行動」には、計画的な無視や環境調整、指示の工夫を行う
- 「許しがたい行動」への対応としての警告・タイムアウトは、基本プラットホームではコアエレメントには含まず、オプションとなっている

意義

- “**好ましい行動が実はたくさんある**”ことに気づく
- 行動を3つのタイプに分けて考えることで、「減らしたい行動」を増やしたい行動に変えるヒントを得られる

香川の生涯 家族支援のスキル向上支援事業 発達支援情報会
常盤山大学 心理学部 式部 陽子先生 資料より(改変)

20

<コアエレメント>

★子どもの行動を理解する(ABC分析)★

- 行動理論に基づいて、ひとつひとつの子どもの行動を観察する
- A「行動の前のきっかけ」- B「行動」- C「行動の後の結果」に分ける(ABC分析)

A【きっかけ】
行動の直前の状況、
きっかけや手がかり

B 行動
どんな行動？

C【結果】
行動の直後の結果
(対応)は？

意義

- 客観的に行動を捉え、子どもの行動の理由を把握することで、適切な対応を考えやすくなる

令和4年度 家庭支援のスキル向上支援事業 家庭支援研修会
市原山大学 心理学部 式部 陽子先生 資料より(改変)

21

<コアエレメント>

★環境調整 -行動が起きる前の工夫-★

- 子どもの特性にあわせて、刺激となるようなものを減らしたり、見てわかりやすいスケジュールやルールなどを提示したりすることを考える
- 自閉症の特性にあわせた視覚的にわかりやすい工夫など、子どもの特性に応じた工夫はオプショナルで追加する場合もある

意義

- 子どもの周囲の環境(人や物)を整えることで、子どもが適切な行動をしやすくなる
- 子どもが自発的に動けたり、適切な行動しやすくなることで、『ほめるチャンス』が増える
- 環境をわかりやすく整えていくことは、子どもだけでなく、関わる大人にとっても『変換しやすい』環境になる

令和4年度 家庭支援のスキル向上支援事業 家庭支援研修会
市原山大学 心理学部 式部 陽子先生 資料より(改変)

22

<コアエレメント>

★子どもが達成しやすい指示★

予告 ➡ CCQで指示 ➡ ほめる

- 子どもへの声かけや関わり方の工夫について考える
子どもの行動をじっくり観察してから、子どもに伝わりやすい(子どもの特性に合わせた)声かけや伝え方の工夫をする
- (C: Calm) 苛立ちや怒りといった否定的な感情を抑えおだやかに、(C: Close) 子どもの近くに行き、(Q: Quiet) 落ち着いた静かな声で、子どもにわかりやすい指示を行う
- 子どもが、してほしいことを少しでもしようとしたりするとき、したときにほめる

意義

- 予告をすることで、子どもも大人も、見通しを持つことができる
- わかりやすい、従いやすい指示を出すことで、求められる行動が起き、ほめる機会が増える

令和4年度 家庭支援のスキル向上支援事業 家庭支援研修会
市原山大学 心理学部 式部 陽子先生 資料より(改変)

23

<コアエレメント>

★子どもの不適切な行動への対応★

- 「好ましくない行動」に対して「計画的な無視(ほめるために待つ)」を行い、少しでも好ましい行動がみられたらほめる
- (指示を含めた)環境調整の工夫をすることが優先
- 不適切な行動への対応は、かえって子どもの不適切な行動を増やしてしまうこともあるため、「ほめる」ことをベースにしたかかわりが定着していることが前提となる
- 子どもの不適切な行動に注目しすぎず、子どもの行動を客観的に観察し、落ち着いて対処できるようになる

意義

- 子どもの不適切な行動に注目しすぎず、子どもの行動を客観的に観察し、落ち着いて対処できるようになる

令和4年度 家庭支援のスキル向上支援事業 家庭支援研修会
市原山大学 心理学部 式部 陽子先生 資料より(一部改変)

24

6

発達障害診断待機解消モデル事業の取組（令和6年度）

★事業の趣旨

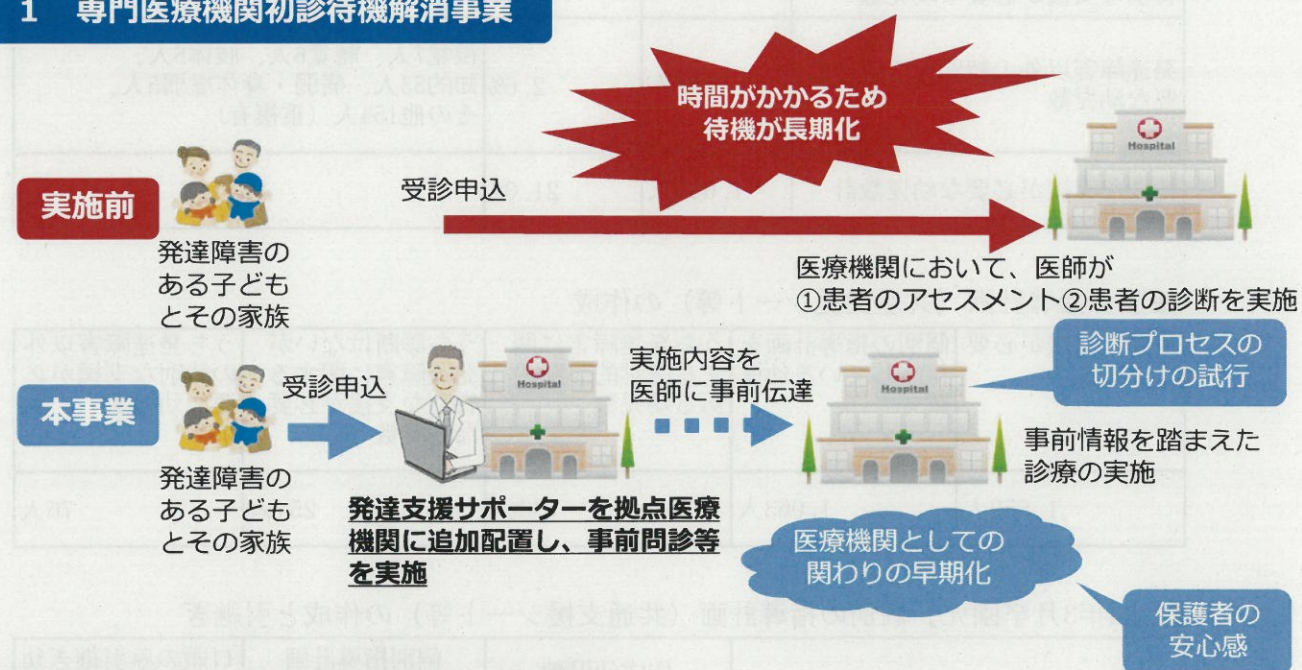
発達障害の診断に要する一連の診療時間を短縮する地域の体制づくりに向け、二次保健医療圏域においてモデル事業を実施することにより、その効果や課題の検証を通じ、長期の診断待機期間の改善を図る。

実施医療機関：一般財団法人 倉敷成人病センター

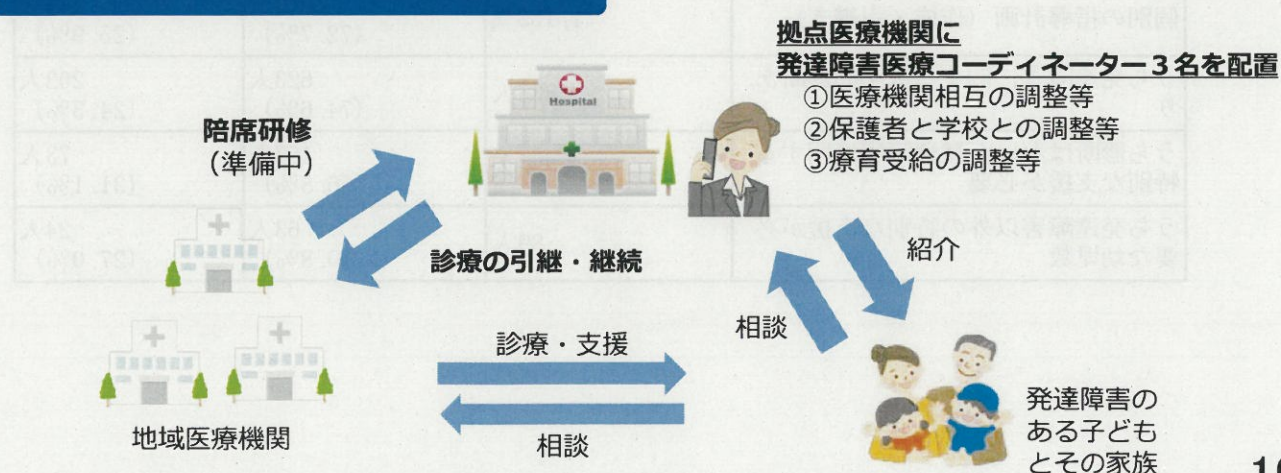
★取組内容

実施医療機関は二次保健医療圏域における拠点医療機関として、次の事業に取り組んでいる。

1 専門医療機関初診待機解消事業



2 専門医療機関ネットワーク構築事業



特別な支援を必要とする幼児への支援状況調査集計（令和6年度）

R7. 1. 6

- 1 調査時点 令和6年5月1日
- 2 対象 保育所、認定こども園（公立の幼保連携型以外）に在籍する5歳児
- 3 回答数 326所（園）（公立98、私立228）
* 385所（園）に調査依頼
- 4 集計

項 目	人 数	割 合	備 考
5歳児在籍数	7,871人		
発達障害に関する医学的診断のある幼児数	826人	10.5%	ASD692人、LD6人、ADHD220人、その他137人（重複有）
診断はないが発達障害に関する特別な支援が必要な幼児数	619人	7.9%	
発達障害以外の特別な支援が必要な幼児数	207人	2.6%	視覚7人、聴覚6人、肢体6人、知的53人、病弱・身体虚弱5人、その他154人（重複有）
特別な支援が必要な幼児数計	1,652人	21.0%	

個別の指導計画（共通支援シート等）の作成

特別な支援が必要な幼児数	個別の指導計画を作成している幼児数	うち発達障害に関する医学的診断のある幼児数	うち診断はないが発達障害に関する特別な支援が必要な幼児数	うち発達障害以外の特別な支援が必要な幼児数
1,652人	1,063人	733人	254人	76人

【2024年3月卒園児】個別の指導計画（共通支援シート等）の作成と引継ぎ

	作成幼児数	個別指導計画引継ぎ幼児数	口頭のみ引継ぎ幼児数
個別の指導計画（作成・引継ぎ）	1,159人	843人 (72.7%)	300人 (25.9%)
うち発達障害に関する医学的診断あり	835人	623人 (74.6%)	203人 (24.3%)
うち診断はないが発達障害に関する特別な支援が必要	235人	157人 (66.8%)	73人 (31.1%)
うち発達障害以外の特別な支援が必要な幼児数	89人	63人 (70.8%)	24人 (27.0%)

発達段階ごとの特別支援教育の充実（令和6年度）

就学前段

義務教育段階

高等学校段階

個別の教育支援計画等の作成・活用による合理的配慮の提供及び情報の引継ぎ

インクルーシブ教育×ICT活用推進フォーラム等による理解啓発と取組の普及

特別支援教育エキスパート（特別支援学校教員）専門家チーム員の派遣

幼稚園・保育所・認定こども園

★発達障害等のある子どもの早期発見・早期対応と小学校段階への円滑な接続

【継続】

◎特別支援教育エキスパート派遣事業

小学校・中学校

★通常の学級における特別支援教育に係る力の向上と高い実践力を持った教員の養成
★授業のユニバーサルデザイン化と児童生徒多様性を踏まえた学級づくり
★多様な学びの場の整備

小・中学校における学びの場



【継続】

- ◎通級による指導におけるICT活用研究事業
 - 通級による指導におけるICT活用に関する実践研究
- ◎特別支援学校教諭免許状取得促進事業
 - 教育職員免許法に基づく免許状認定講習を増設
- ◎特別支援教育エキスパート派遣事業
 - 発達障害等のある幼児及び教職員支援
 - 大学教員等の専門家チーム員を派遣
- ◎特別支援学級担任専門性向上事業
 - 実態差のある児童生徒に個別最適化した学びを保障するためのICT（特別支援教育ソフト）活用のあり方の研究

【新規】

- ◎通級による指導パワーアップ事業
 - 通級担当者候補者の育成と配置及び専門性の向上に関する研究

高等学校

★障害特性に応じた指導
★通級指導の導入に向けた実践的な取組
★進路指導の充実による確実な就労支援

【継続】

- ◎高等学校における合理的配慮充実事業
 - 合理的配慮アドバイザーを派遣し、合理的配慮の提供の体制の整備
- ◎特別支援教育エキスパート派遣事業
 - 特別支援教育エキスパート派遣の巡回相談による特別支援教育推進のための体制の強化、教職員全体の専門性の向上
 - 病気療養児への復学支援等

【新規】

- ◎通級による指導パワーアップ事業
 - 通級担当者候補者の育成と配置及び専門性の向上に関する研究
- <その他の取組>
 - ◎高等支援学校等就労支援充実事業
 - 就労支援コーディネーターによる就労先等の開拓

特別支援学校

★発達障害を含む様々な障害や新たな課題に対応するための指導力の向上
★就労支援体制とキャリア教育の充実
★特別支援教育のセンター的機能の充実

【継続】

- ◎特別支援学校技能検定
 - 小学部から高等部までの発達段階に応じた技能検定の実施
- ◎居住地校交流充実事業
 - 「交流箱」の制度を導入し、障害のある子どもと障害のない子どもとの間での交流活動を促進
- ◎ジョブマッチング～特別支援学校生徒のためのジョブフェア～
 - 特別支援学校高等部生徒が企業担当者と直接話す機会の提供
- ◎特別支援学校における新しい教育課題研究事業
 - 強度行動障害等への対応と生涯学習の充実に関する実践研究
- ◎スクールカウンセラー等の配置
- ◎医療的ケア充実事業
 - 指導医派遣等により医療的ケアの実施体制を充実
 - 最新の知識・技能を修得できる看護師研修体制の強化
- ◎高等支援学校等就労支援充実事業
 - 就労支援コーディネーターによる就労先等の開拓と公立高等学校への支援
- ◎特別支援学校・特別支援学級キャリア教育フェア

指導・助言（センター的機能）

特別な支援を必要とする子どもの自立と社会参加

岡山県の取組について

岡山県教育庁特別支援教育課

岡山県基礎データ(公立学校)

(人)

	H28	R5
義務教育段階児童生徒数	152,947	141,809
義務教育段階 特別支援学校在籍者数	1,079	1,091
特別支援学級在籍者数	5,968	7,776
義務教育段階 通級指導教室通級者数	1,900	2,468

※岡山県教育委員会教育行政便覧及び岡山県調査から作成

2

通常の学級に在籍する
特別な支援を必要とする児童生徒等の割合

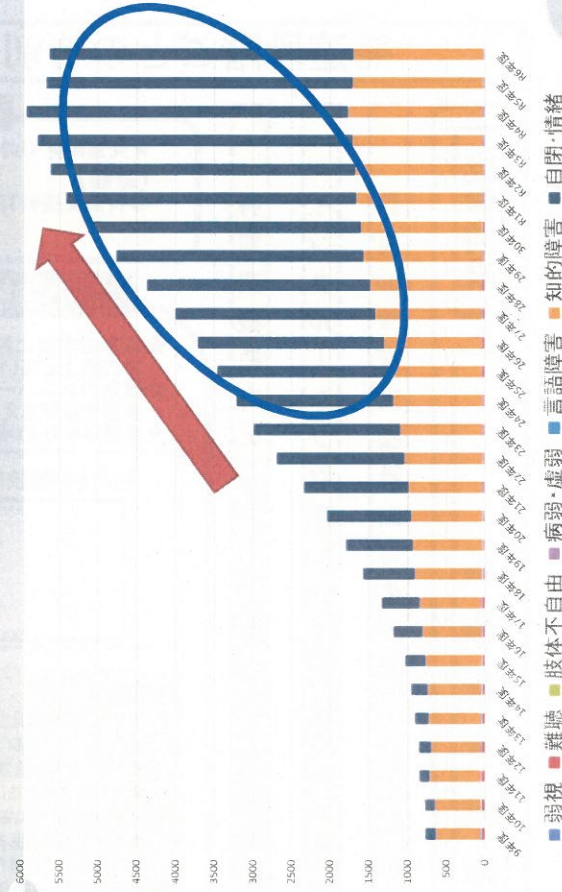
	全国平均	H20	H28	R5
幼稚園	—	8.8%	17.5%	21.7%
小学校	10.4%	6.1%	12.4%	13.3%
中学校	5.6%	3.8%	8.2%	9.1%
高等学校	2.2%	1.9%	4.3%	5.2%

※県調査によるもの。なお、幼稚園は5歳児の割合。

※在籍する全ての生徒を対象に特別な支援が必要であると学校が判断したものであり、医師の判断によるものではない。

※全国平均は、国が令和4(2022)年に実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた生徒の割合。

1

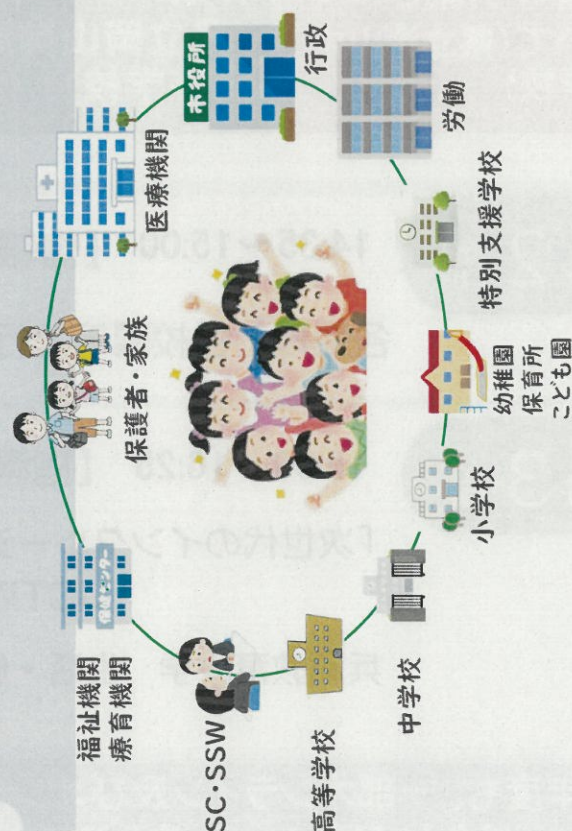
特別支援学級在籍者数の推移
(岡山県調査から)

4

特別支援教育における諸課題解決に係る ICT活用の可能性

Ⅰ 就学前から高等学校卒業後の自立と 社会参加に向けた特別支援教育の充実	1 連続性のある多様な学びの場の充実	就学前における 特別支援教育の充実 小・中学校における 特別支援教育の充実 高等学校における 特別支援教育の充実 特別支援学校における 特別支援教育の充実 交流及び共同学習の充実	ICT活用の充実
	2 切れ目のない支援の引継ぎと 関係機関との連携強化	個別的教育支援計画等の作成と活用 家庭や地域、福祉、医療等との連携強化 特別支援学校における企業等と連携 した早期からのキャリア教育の充実 高等部等卒業後も含めた就労支援 医療的ケアへの対応の充実 病弱児童・児童への対応の充実 障害のある外国人児童生徒等への対応	県民への理解啓発
Ⅱ 特別支援学校の 体制整備	3 様々な障害種に対応した教職員専門性向上	特別支援学校教諭免許状保有率の向上 幼稚園、小・中学校等及び特別支援学校全体で支援する 体制づくりに関する専門性向上	
	施設・設備等の 充実		施設・設備等の 充実
Ⅲ 特別支援学校の 体制整備			寄附金等の在り方 の検討
Ⅳ 特別支援学校の 体制整備			通学区域の 見直し
Ⅴ 特別支援学校の 体制整備			再編整備の 検討

プラン本文p.4
 概要版p.2
 共生社会の実現
 プラン本文
 概要版



本日はよろしくお願いいたします。

參考資料



病気療養児支援ガイドブック
(R4.3岡山県教育庁特別支援教育課)

気象・地震児支援ガイドブック
(R4.3岡山県教育庁特別支援教育課)

高等学校管理職のための
特別支援教育校内支援体制整備ガイドブック
(R5.3岡山県教育庁特別支援教育課)

改訂版 通常の学級の特別支援教育ガイド
(R5.3岡山県教育庁特別支援教育課)

令和6年度 インクルーシブ教育×ICT活用推進フォーラム

日時
場所

令和6年

12月25日(水) 13:00-16:30
(受付開始12:30)

ピュアリティまきび及びオンライン

第1部 13:15~14:25 【ポスター発表】

小・中学校における
特別支援教育の専
門性の向上(早島町)

通級による指導にお
けるICT活用(倉敷市)

通級指導担当者等の専
門性向上におけるICT
活用について(津山市)

小学校から中学
校への切れ目
のない指導・支
援の引継ぎにつ
いて(県立津山中
学校)

高等学校におけ
る合理的配慮の
提供に係る支援
体制について
(県立岡山御津
高等学校)

高等学校にお
ける病気療養
児等の遠隔授
業の実施につ
いて(県立津山工
業高等学校)

特別支援学校
におけるICT
活用について
(県立早島支援
学校)

第2部 14:35~15:00 【情報共有】

各地域、各校園等で行っているインクルーシブ教育×ICT活用

第3部 15:00~16:25 【指導講評・講演】

「次世代のインクルーシブ教育の観点で、
ICT活用について一緒に考えてみませんか？」

兵庫教育大学 生活・健康・情報系教育コース

教授 小川 修史 氏

本年度も、一部オンライン及びオンデマンドを併用しながら開催します！
ぜひ、ご参加ください☆ 申し込みは裏面をご覧ください！！

お申込みとお願いについて

- 下記QRコードの利用、または岡山県電子申請システムによりお申し込みください。（申し込み完了メールにオンラインの会議コードが届きます。）
- お申込み受付は先着順とし、定員になり次第締め切ります。

【パソコン・スマートフォンからの申し込み用URL】

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=40752



【締 切】11月29日（金）
【定 員】会 場：150名
オンライン：200名

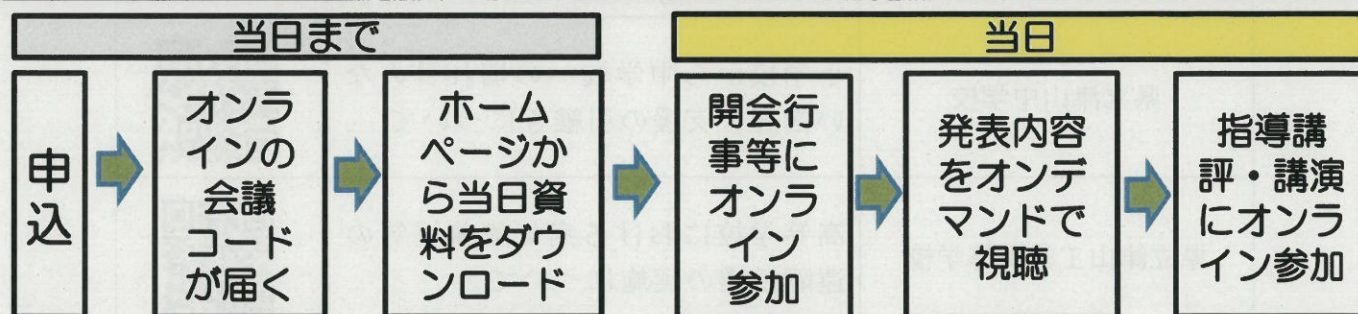
発表者に直接質問
してみたい方に
オススメ！

会場に行くのは難しいけれど、
オンラインなら参加で
きる方にオススメ！

- 当日会場では、同時手話通訳を予定しています。
- 開催方法の変更があった場合には、11月20日（水）までに岡山県教育庁特別支援教育課のホームページでお知らせします。

〈<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/147>〉

オンラインでの参加の方は、次によりご参加ください



※当日資料は12月23日（月）までにHPへアップロードする予定。

会場での参加の方は、公共交通機関でお越しください



【会場】 ピュアリティまきび

（岡山市北区下石井2-6-41）

- ・JR岡山駅から市役所前通りを徒歩7分
- ・岡山空港からバス・タクシーで40分
- ・山陽自動車道 岡山ICから車で20分

<http://www.makibi.jp/index.html>

【お問い合わせ先】

岡山県教育庁特別支援教育課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL：086-226-7912 FAX：086-224-0612

令和6年度
インクルーシブ教育×ICT活用推進フォーラム
発表概要等一覧

発表校等	発表概要	発表動画 二次元コード
早島町教育委員会	小・中学校における特別支援教育 の専門性の向上について	
倉敷市教育委員会	通級による指導におけるICT活用 について	
津山市教育委員会		
県立津山中学校	小学校から中学校への切れ目のな い指導・支援の引継ぎについて	
県立津山工業高等学校	高等学校における病気療養児等の 遠隔授業の実施について	
県立岡山御津高等学校	高等学校における合理的配慮の提供 を含む支援体制について	
県立早島支援学校	特別支援学校におけるICT活用に ついて	

通級による指導におけるICT活用研究事業

現 状

- 通級による指導を受ける児童生徒が増えている。
- 他校通級に長時間かけて通う児童がおり、教科指導の時間が移動時間に使われているケースがある。また、他校に通学することをためらう児童生徒がいる。
- コロナ禍を踏まえた授業参観の工夫を求める保護者の意見が出ている。
- 通級指導担当者と通常の学級担任間での情報共有を行う機会が十分ではない。
- 学校におけるICT環境が整備され、児童生徒全員への1人1台端末が整っており、国においても通級指導におけるICT活用の充実が求められているが、まだ十分な取組ができていない。
- 音声教材を活用する市は岡山市を除いて3市（倉敷市、津山市、美作市）あるが、通常の学級の児童生徒への普及はほとんどない。
- 経験の浅い通級指導担当者の専門性向上が求められている。

課 題

- 他校通級を受ける児童生徒の教育機会の保障、遠隔授業や授業参観等の研究が必要である。
- 通級指導担当者と通常の学級担任、保護者との情報共有の時間の確保が難しい。
- 音声教材等や通級による指導におけるICT活用についての有効性の検証や実践事例が、十分ではない。
- 経験の浅い通級指導担当者の専門性向上に関する遠隔も踏まえたOJT等、育成体制の充実が必要である。

取 組

- 3年研究（倉敷市、津山市に研究を委託）
- 市町村教育委員会が指定した小・中学校において研究
- 研究内容
 - 通級による指導におけるICTを活用した実践研究
- 研究指定校、研究指定市町村教育委員会、県教委におけるICT活用連絡協議会の実施
- 研究成果の普及
 - ・成果報告会の開催による周知
 - ・実践事例の蓄積と活用
 - ・通常の学級や自閉症・情緒障害特別支援学級における研究成果の般化

実践研究の内容

指定校

発信

他校

I 指導内容に関する こと



言語障害、ASD、LD、ADHD児等への音声教材、デジタル教科書やアプリを活用した指導の充実

II 指導形態に関する こと



ICTを活用した遠隔授業

III 情報共有に関する こと



ICTを活用した担任等との打合せ、保護者の授業参観

IV オンラインによる授業参観を通した経験の浅い通級指導担当者の専門性向上に関する こと



効 果

- ・障害による様々な困難さの改善
- ・遠隔授業による通学の負担、他校通級に対する児童生徒の抵抗感の軽減（中学校）
- ・ICT活用による保護者等との効率的・効果的な情報共有
- ・経験の浅い通級指導担当者の専門性向上

通級による指導におけるICT活用について

～倉敷市の取組～

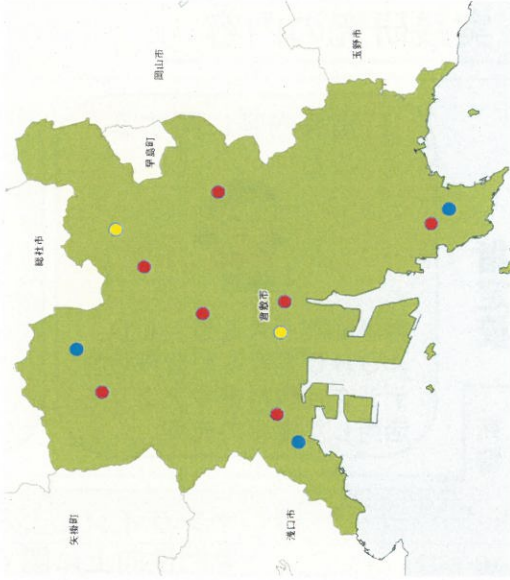


倉敷市教育委員会

倉敷市の通級指導教室について

倉敷市の現状

- 小学校通級指導教室 (7校)
- 中学校通級指導教室 (2校)
- 中学校サテライト教室 (3校)



お伝えしたいこと

- 1 倉敷市の通級指導教室について
- 2 ICTを活用した取組について
- 3 成果と課題

倉敷市の通級指導教室について

通級による指導を受ける児童生徒数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校 (情緒障害・言語障害)	680人	687人	766人
中学校 (情緒障害)	83人	89人	98人

※教育相談、幼児指導教室は除く。

倉敷市では、通級による指導のニーズが高まっている。

2 ICTを活用した取組について

実践研究

倉敷市では、実践研究として

- I 指導の内容に関すること
- II 指導形態に関すること
- III 情報共有に関すること
- IV オンラインによる授業参観を通じた経験の浅い通級指導担当者の専門性向上に関すること

通級指導教室が分担し、倉敷市として3年間、**全ての内容について研究**を行った。

2 ICTを活用した取組について

I 指導の内容に関すること



- Canvaでの自己紹介**
- ・下書き、修正、編集が容易である。
 - ・作成したプレゼンテーションを在籍学級や家庭等様々な場面で活用することが可能である。
 - ・グループで発表することで小集団での成功体験を積むことができる。



2 ICTを活用した取組について

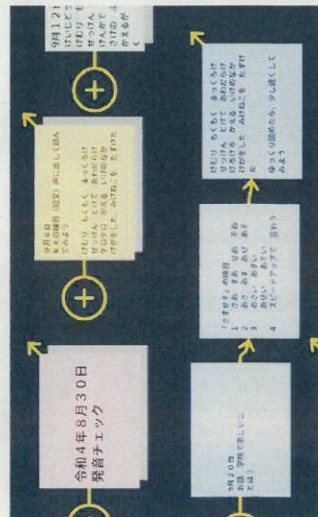
I 指導の内容に関すること



- Kahoot!を使ったクイズ**
- ・相手を意識した課題を作成することができ。
 - ・クイズを通して、吃音との上手な付き合い方を学んだり、在籍校の先生や友達に、吃音に対する正しい情報を伝えたりすることができる。

2 ICTを活用した取組について

I 指導の内容に関すること

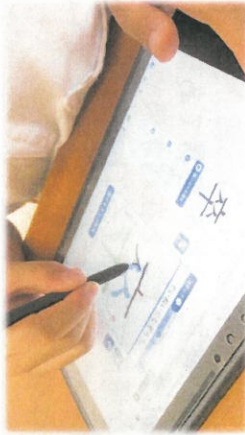


- ロイノートでの振り返り**
- ・動画、写真、ワークシート等、指導の記録を残すことで、振り返りが容易にできる。
 - ・指導の様子を記録し、過去の様子と比較することで、児童生徒が成果を感じることができ。
 - ・ GoogleMeetで共有することで、在籍校や家庭での確認ができる。

2 ICTを活用した取組について

30

I 指導の内容に関する事



Googleドキュメントやタッチペンを使った

- ・予定表や感想等の入力
- ・パソコン入力をすることで、書くことへの抵抗感が少なくなり、意欲的に取り組むことができる。
- ・パソコン入力をすることで「できた」という実感がもちやすく、達成感が得られやすい。



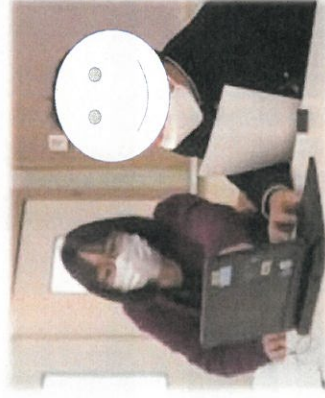
2 ICTを活用した取組について

II 指導形態に関する事



GoogleMeetでの遠隔指導（中学校）

- ・相手の話をよく聞いて、それに対して質問するなどコミュニケーションの練習ができる。
- ・個別指導の生徒でもグループ活動に取り組むことができる。



2 ICTを活用した取組について

II 指導形態に関する事



GoogleMeetでの在籍学級や他市の児童との交流

- ・直接伝えることや会うことに恥ずかしさを感じる児童が、オンラインで交流することで、抵抗感が少なくなり、自分の思いを伝えることができる。



2 ICTを活用した取組について

III 情報共有に関する事

教材例

えんそく	いつ	どこで	だれと
ぼくは	なにを	をします	
わたしは	きもち	です	
なにかしつもんはありますか			

共有フォルダの作成

- ・教材、作成文書、記録写真、指導案等を通級指導教室担当者の共有ドライブに保存し、活用している。
- ・すぐに使える教材も多く、経験の浅い担当者の指導の参考となっている。



2 ICTを活用した取組について

Ⅲ 情報共有に関すること

Googleフォームを

使ったアンケート

- ・多くの担当者や保護者から回答が得られ、回答が棒グラフや円グラフになるので、次年度への改善点が明確になる。



GoogleClassroomを

使った情報共有

- ・児童、保護者、担当者のClassroomを作成し、教材や指導の様子等を共有し、家庭での支援に役立てることができる。

2 ICTを活用した取組について

Ⅳ オンラインによる授業参観を通じた経験の浅い通級指導担当者の専門性向上に関すること

参集型とオンラインのハイブリッド形式

- ・参加しやすいよう通級指導教室の教室公開や研究授業、実践発表会をハイブリッド形式で行い、多くの先生の参加につながる。
- ・指導場面を動画で視聴し、指導内容や指導方法を分かりやすく伝えることができる。



2 ICTを活用した取組について

Ⅳ オンラインによる授業参観を通じた経験の浅い通級指導担当者の専門性向上に関すること

GoogleMeetを使った

在籍校や医療機関との連携

- ・移動時間がなくなり、情報共有の時間を多くとることができる。
- ・必要に応じて資料を提示することもできる。
- ・時間調整が容易になるため、医療機関との情報共有を定期的に行うことができる。



3 成果と課題

ICTを活用した成果

- ・各障がい種に応じた指導力の向上
- ・在籍校でも使用可能な機能を用いたICT活用
- ・通級指導教室での情報共有
- ・Google MeetやZoomを活用した他機関との連携
- ・オンラインや動画の活用による研修会の充実
- ・支援についての保護者との連携

ICTを活用した課題

- ・ セキュリティーや個人情報の扱い
- ・ 担当者のICTに対する知識・技能の差
- ・ 通級による指導で身に付けた力の在籍校での活用
- ・ 在籍校の教員との連携

今後の取組

⇒ 3年間の取組を実践事例集にまとめ、活用を図る。

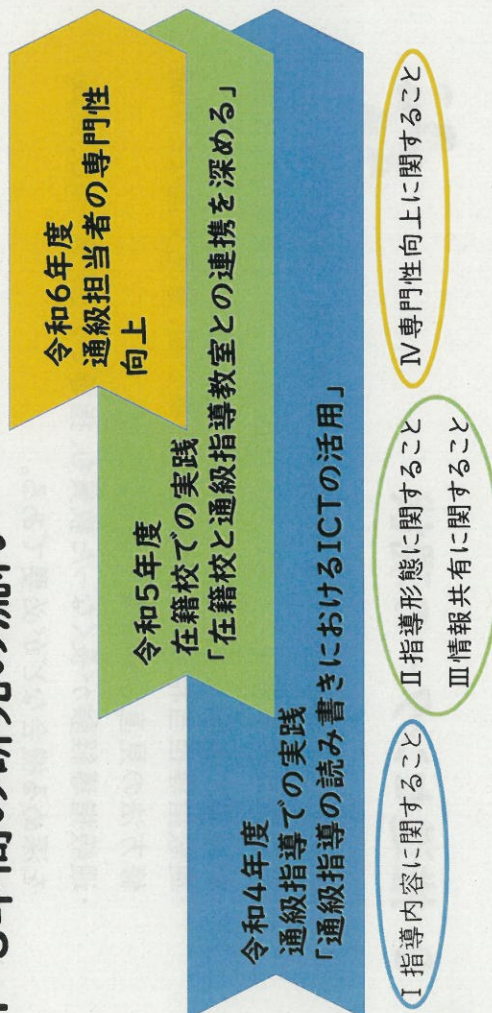


ご清聴ありがとうございました

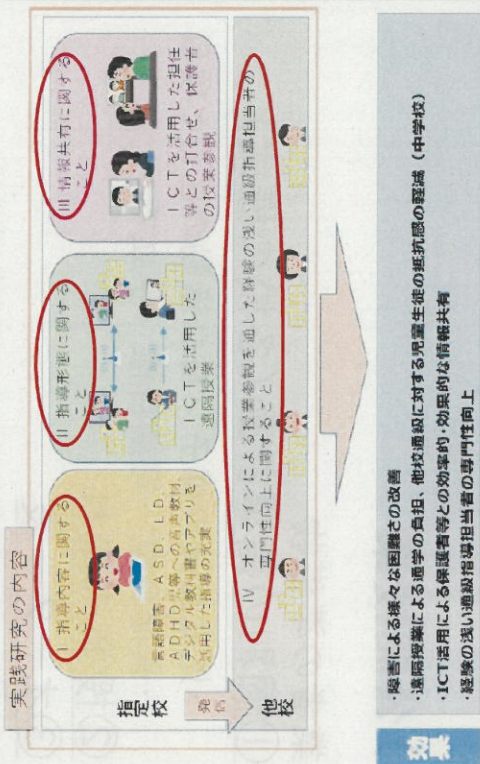
「通級指導担当者の専門性向上におけるICT活用について」



Ⅰ 3年間の研究の流れ



はじめに（岡山県から示されている実践内容）



2 3年次（令和6年度）の研究

研究主題

特別な教育的ニーズに応じたICT機器の効果的な活用を目指して

～（3年次）通級指導担当者の専門性向上～



3 推進センターの現状



- ・初めて通級指導担当になった教員、経験の浅い教員が多い。
- ・児童生徒の多様なニーズに応じた指導について実践的な研修が必要である。
- ・通級指導担当相互の指導参観や授業公開、意見交流などの研修方法の見直しが必要である。
- ・通級指導経験が長くなった教員も、指導をアップデートし、実践を深める機会などが必要である。

4 3年次(令和6年度)の研究

研究の柱

オンライン(主にMEET)による

- (1) 公開授業・研究協議
- (2) 研修会の開催
- (3) 他県の通級指導教室等との情報交換
- (4) 大学等の先生との研修会
- (5) 先進校視察あるいは受講した研修の報告

(1) 公開授業・研究協議

目的:指導を振り返り、他の教員からの助言等を
今後の指導に生かす。

ポイント①多面的かつ多角的なアセスメント
ポイント②アセスメントに応じた

効果的な指導や支援、指導法、教材教具

(1) 公開授業

授業者の準備物

①個別の指導計画(各校の様式)

- ・児童生徒の様子・自立活動の区分と項目
- ・長期目標・短期目標・手立て

②授業の流れ

③オーダー表

- ・困っていること・悩んでいること
- ・参観者から助言がほしいこと

オートターボ(例)

推進センター職員のGoogle Classroomを作成。

- 1 ①②③を準備する。
 - 2 ①②の検討あるいは確認を各教室で行う。
 - 3 指導の動画を撮影する。
 - 4 Classroom に動画をアップロードする。(7月)
- ①②③を市内メールシステムで送る。(7日前)

※各自で①②③を印刷する。

※授業者以外は、協議当日までに動画と資料を見ておく。

(一) 研究協議

方法:各教室をつないだMEET研修

内容:③を中心に協議を行う。(1時間以内)

流れ:10分 説明、振り返り(指導者より)

40分 協議

5分 基とめ(指導者より)



授業者の様子



研究協議の様子

授業者からのコメント

指導の改善点に気付くことができた。

活動の意味を明確にしたり、その活動が児童にとって効果的なのか吟味することが必要であると感じた。児童のどこを見るのか、明らかにして要点を落とさず指導していきたい。

2学期の指導について見直しをもつことができた。
児童の見方の偏りに気付いたり、他の先生方がどの
ような視点で児童を見ているのか勉強になったりした。
実際にライブで指導の様子を観ていただくことは、な
かなか難しいので、ICTを活用することができているのは
ありがたい。

生徒の発達段階、生徒の抱える困難について考察し、指導内容に反映することができるとした。どの内容を狙いにするのかを意識し、生徒の「強み」や「興味関心」から教材作成のヒントが得られた。通級以上の指導担当教員ならではの必要な力があるということ意識した。その結果、これまで教員として級以外に必要な力が明確となり、自分自身で専門性向上のための研修ができるようになりた。移動する時間が無くて、良かったと思ったが、動画の編集にかなり時間が掛かった。

自分では気付かなかった視点やまだできていなかった部分を知ることができた。

今回学べたことを2学期の指導に生かしていこうと思う。ライブでの指導の様子ではなく、ICTを活用することは新緑だった。

児童の様子から、具体的な手立てや、アセスメント方法なども教えていただくことができた。児童が「こうやったらできる」と思えるように指導していきたいと思った。

普段の授業を見せ合うことが難しいため、ICTを活用することができた良かった。動画を撮影する際には、少し工夫がいて感じた。

(2) 研修会

目的 ・通級指導等に関する知識や知見を広げる。
 ・実践をまとめたり、講座を実施したりすることで、
 自己研鑽に努める。

方法:各教室をつないだMEET研修

内容 ①実践発表

②講座

③MEET研修「share」の実施



13

share年間計画・内容

回数	内容	指導者	備考
1	動作化について	吉田	実技指導
2	MIMIについて	芳賀、吉田	市内1、2年担任にフォーカシング案内
3	ICT機器を使った読み書き指導について	山本	
4	ICT活用と書き困難	宮尾	
5	漢字の苦手な児童への指導のヒント	吉田	
6	教育相談の心得	吉田	
7	応用行動分析の理論と実際	吉田	
8	知的障害と心理検査	吉田	
9	算数障害の指導	武重先生	長野県小諸市立坂の上小学校通級担当
10	サポートミーティング(ケース会議)の進め方	吉田	
11	障害の理解啓発の授業	吉田	
12	特別支援教育の視点を活かした通常学級での授業づくり	岡崎先生	津山市立広戸小学校教諭
13	発達障害の睡眠	高山先生	希望ヶ丘ホスピタル医師 市内養護教諭にフォーカシング案内
14	通級指導担当の醍醐味	片岡先生	高梁市立福地小学校長

(2)③研修会「share」の実施

目的

通級指導、教育
実践の向上

特別支援教育
の推進

対象

推進センター
通級指導
担当

津山市内小中学校
特別支援
学級担任

津山市内小中学校
特別支援教育
コーディネーター

美作地区
通級指導担当

津山市内小中学校
通常学級担任
管理職等

14

(2)③研修会「share」の実施

「share」開催までの流れ

- 1 チラシの作成(申込二次元コード)
- 2 市内メールシステムによる案内の送付
- 3 参加者名簿作成
- 4 感想用二次元コード作成
- 5 アンケート集約

Classroomで共有

※内容によるが、Classroomにアーカイブ動画をアップロードする。



Share案内チラシ

15

研修の様子(会場)



研修の様子



受講者からのコメント



ライブで参加していたが、後で見返した部分はアーカイブ動画で見ることができたのでよかった。

設定された研修時間に視聴ができなくても、自分の空いている時間に視聴ができるのは、大変ありがたい。

今後も、読みや書きに大きな課題のある児童がいて指導法を学びたいと思っている。

スモールステップでの丁寧な指導を繰り返すことの大切さがよく分かり、大変参考になった。

特殊音節の視覚化、動作化はとてども参考になった。学級の子どもたちにもやってみようと思った。

応用行動分析：これこそクラス経営にも授業改革にも直結する内容だった。全教員対象の研修にしてほしい。

子どもの否定的な発言に対することは掛けを工夫して成長を促すように心掛けたい。

心理検査：個人内差を見て、得意不得意を見極めながら、これからの支援を考えていくことが大切だと思った。



(3) 他県の通級指導教室との情報交換



令和6年7月17日

『吃音指導について』

群馬県高崎市通級指導教室 夏季研修会

令和6年10月3日

『算数障害のアセスメントと指導のヒント』

長野県小諸市 坂の上小学校通級指導教室 武重朋子先生



(4) 大学等の先生との研修会

令和6年12月5日

『発達障害と睡眠』

講師：希望ヶ丘ホスピタル 児童精神科 高山恵子先生

(5) 先進校視察あるいは受講した研修報告

その他の取組

(1) ルーキー研修



21

5 3年次の研究(成果)

○時間の有効利用

⇒移動時間の削減、事前の動画視聴や資料の確認

○実践をまとめる。講座を実施する。

⇒自己研鑽に繋がる。

○広く研修を公開

⇒通級指導の浸透や周知、市内全体の特別支援教育の充実に寄与

⇒次世代の通級担当者の育成と発掘

○他県の通級指導教室や専門家との情報共有

⇒障害特性の理解の深化と新たなアセスメントや指導法の獲得

5 3年次の研究(課題)

△映像では児童の様子やプリントが見えづらい。

⇒撮影の工夫が必要

△動画の編集、機器の設定

⇒準備の時間の増加

△映像や音声が途切れる。

⇒通信環境の整備

△研修形態の吟味

⇒遠隔研修の利点と集合研修の利点の検証

6 今後の展望

ポータルサイトの作成

- ・MEET研修講座shareのアーカイブ動画
- ・作成した教材
- ・特別支援教育等に関するYouTube・サイト



23

ご清聴
ありがとうございました



推進センターイメージキャラクター
「フーミーず」

高等学校における合理的配慮充実事業

現状

- 平成28年に障害者差別解消法が施行され、教育の場においても合理的配慮の提供が義務付けられた。
- 教員だけでなく、管理職においても、「高等学校の教員は、特別支援教育の専門家ではないから特別支援教育のことは分からない」という苦手意識が強い。
- 高等学校において、合理的配慮が十分に提供されず不適応を起こすケースがある。

課題

- 教科担任制であるため、合理的配慮の提供の状況が授業者によって異なっていることがある。
- 進路先でも切れ目なく合理的配慮を提供してもらうためには、進路先を踏まえた合理的配慮の提供を考えておく必要があるが、合理的配慮の提供について本人・保護者と合意形成できていない学校もある。

取組

- 令和5年～6年の2年間の研究とする。最終年度として、昨年度の課題等を活かし、計画的に取り組む。
- 県特別支援教育課に配置された合理的配慮アドバイザーが、研究指定校2校（岡山御津高等学校、総社高等学校）を定期的に訪問し、高等学校からの相談に応じるとともに、合理的配慮に係る体制整備支援を行う。
- 合理的配慮アドバイザーは、特別支援教育エキスパート、就労支援コーディネーター、専門家チーム員及び関係機関等と連携し、高等学校への支援や助言を行う。
- 合理的配慮アドバイザーは、他の高等学校からの求めに応じ巡回相談を行うことができる。

合理的配慮アドバイザーとは

合理的配慮アドバイザーは、特別支援教育に関する専門的知識を有しており、県立高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対して学校が適切に合理的配慮を提供できるよう、県立高等学校に合理的配慮の提供に関する支援及び助言を行います。



【R5年度：合理的配慮アドバイザーによる合理的配慮の提供内容と校内支援体制に関する支援】

- ・合理的配慮の提供に係る手続きの整理（個別的教育支援計画等の引継ぎと活用方法の整理、本人・保護者の意思表示機会の設定、校内委員会の実施、校内での情報共有方法、定期的な見直しの実施、合理的配慮の提供内容の次年度への引継ぎ等）
- ・進路先（進学先及び障害者就労枠での就労先）への合理的配慮の引継ぎに係る手続きの整理（引継ぎに対する本人・保護者の同意の得方、引継ぎ情報の整理、引継ぎの時期等）
- ・インクルーシブ教育セミナーでの研究成果の中間報告



【R6年度：高等学校が主体となったR5年度の研究成果の充実】

- ・R5年度の研究成果をもとにした
 - ▷合理的配慮の提供に係る手続きの実施と適切な見直し
 - ▷個別的教育支援計画の活用方法と引継ぎ方法の見直し
- ・得られた知見を「高等学校における合理的配慮ガイドブック」としてまとめるとともに、インクルーシブ教育×ICT活用フォーラムでの研究成果報告

期待される効果

- 県立高等学校において、合理的配慮に対する理解が進み、学校が適切な合理的配慮の提供を行うことができるようになる。
- 県立高等学校において、校内体制が整備され、合理的配慮の提供までの過程が生徒・保護者に理解されやすくなり、生徒が安心して学校生活をスタートできるようになる。
- 在籍時に提供されていた合理的配慮が進路先にも引継がれることにより、生徒が安心して卒業後の生活をスタートさせることができるとともに、トータルライフ支援が充実する。

高等学校における特別支援教育のさらなる充実

250131時点

「特別な教育的支援が必要な生徒」の
担任のための

高等学校における「合理的配慮」 ガイドブック(案)

Nothing About Us Without Us.

令和7年3月
岡山県教育庁
特別支援教育課



はじめに

本ガイドブックは、令和5年度から令和6年度にかけて行われた「高等学校における合理的配慮充実事業」において、研究指定校2校による研究成果をまとめたものです。

特別な教育的支援を必要とする生徒を担当する高等学校の先生が、合理的配慮の提供に係る基本的な知識や手続き等について理解を深め、適切に対応するためのエッセンスを学ぶことができる物語仕立てとなっています。

また、巻末には要点のみをまとめた資料等がありますので、適宜、ご活用ください。

目次

 第1章「合理的配慮とは」	2
 第2章「合理的配慮の提供の実際」	8
 第3章「教育成果につながる要件」	10
 第4章「進学先への引継ぎ」	21
 第5章「就職先への引継ぎ」	25
 第6章「Nothing About Us Without Us.」	29
 巻末資料	30



第1章「合理的配慮とは」

本ガイドブックに登場する主な登場人物は、次の3人です。

登場人物1



・新卒初任者の先生
・1年3組の担任

登場人物2



・ベテラン校長
・特別支援教育に熱心

登場人物3



・特別支援教育Co.3年目
・同僚からの信頼が厚い

令和3年4月に障害者差別解消法が改正され、例えば、学校であれば、令和6年度から**公立・私立を問わず合理的配慮の提供が義務化**されました。

企業や大学等においても同様で、高等学校において適切に合理的配慮の提供を行うことは、これまで以上に大切になってくると思います。



内閣府
リーフレット



校長

岡山県においては、直近では特別支援教育課から令和4年3月30日付け【特指第539号】「学校教育分野における合理的配慮を踏まえた教育の一層の充実について(通知)」が出ていることはみなさんもお存知のとおりです。



特指第539
通知

はい、読みました。ただ、実際に合理的配慮の提供が必要となったとき、どのようにすれば良いか不安です。



担任

令和4年12月に文部科学省が公表した「**通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査**」の結果では、小・中学校では8.8%、**高等学校は2.2%**でした。

これは、高等学校で40人1クラスと考えたとき、少なくとも1人はいると考えた方がよいということであり、適切に対応できるよう、特別支援教育コーディネーターとして動きたいと思っています。



特別支援
教育Co.



文部科学省
公表資料



校長

わかりました。それでは、合理的配慮の提供を求められたとき、担任の先生が適切に対応できるよう、一緒に考えていきましょう。

まずは、合理的配慮の定義を確認しましょう。文部科学省のホームページを見ると次のように定義されています。

- 障害のある子どもが、他の子どもと**平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために**、学校の設置者及び学校が**必要かつ適当な変更・調整を行うこと**であり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**。
- 学校の設置者及び学校に対して、**体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**。



文部科学省
ホームページ

はい、この定義は何度も目にしてきました。では、文部科学省の調査結果に出てくる「**教育的配慮**」と「**合理的配慮**」の違いは、どのように理解すればよいのでしょうか。



担任

良い質問ですね。京都大学学生総合支援機構によるHEAP（高等教育アクセシビリティプラットフォーム）のホームページを見ると詳しく説明されているので、よかったら見てください。要点を簡単にまとめると次のようになるとと思います。

- 教育的配慮 ・特定の問題に対して、具体的な支援を提供
- ・合意形成不要

- 合理的配慮 ・学習のスタートラインに立つための環境や条件の変更・調整
- ・合意形成必要



HEAP
ホームページ



校長

よく分かりました。でも、高等学校は小学校や中学校とは人的環境も違います。文部科学省の定義にもあるように、過度な負担だと判断されれば、提供しなくてもよいのでしょうか。



担任



校長

先ほど紹介した文部科学省のホームページに記載された定義に係る記載の後ろを見ると次のように留意事項が示されています。

■なお、障害者の権利に関する条約において、**合理的配慮の否定は、障害を理由とする差別に含まれる**とされていることに留意する必要があります。



校長

学校として過度な負担と思われる場合であっても、代替案を提示して話し合うなど、**建設的な対話による合意形成に努めることが大切です。**

「これは高校では無理だな」と感じるような内容であっても、最初から否定してはいけません。気を付けます。
合理的配慮の提供について、本人や保護者の方との建設的な対話をする上で、大切なポイントがありますか。



担任



校長

本人が学びのスタートラインに立つために**必要かつ実現可能な対応案**を本人・保護者と学校（設置者）がともに考えていくためには、**双方がお互いの状況の理解に努めることが大切です。**

合理的配慮の範囲として、次のこともポイントだと思います。

- ・本来業務に付随するものに限られること
- ・同等の機会の提供を受けるためのものであること
- ・目的、内容、機能の本質的な変更には及ばないこと



特別支援
教育Co.



担任

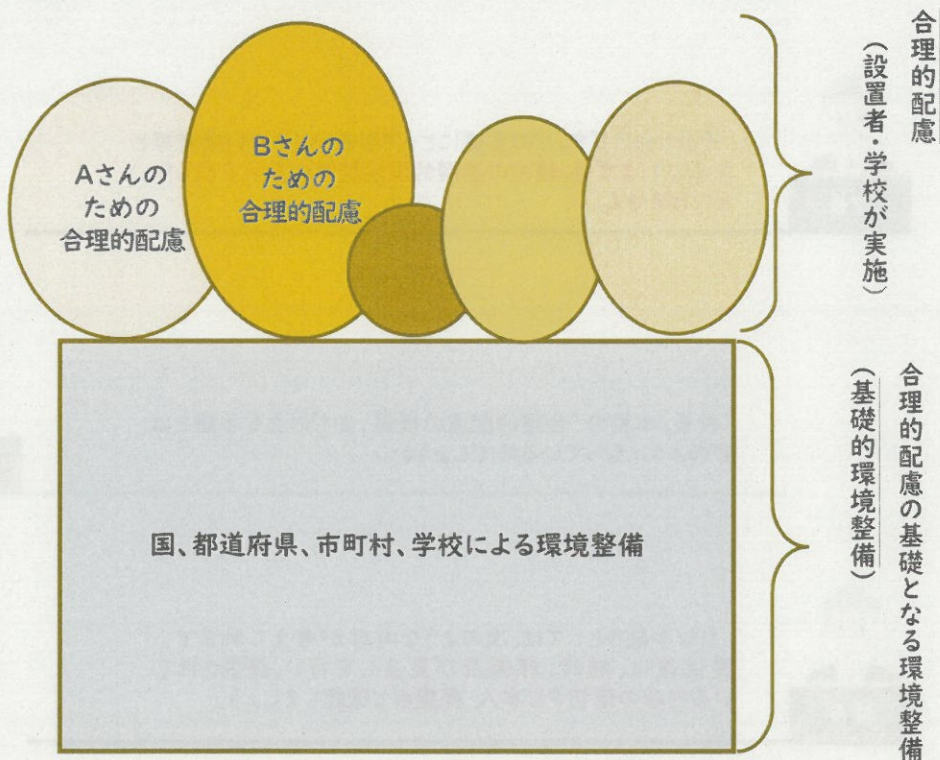
校長、もう一つ教えていただきたいことがあります。「基礎的環境整備」と「合理的配慮」の関係についてです。



校長

そうですね。基本的な知識として理解してほしいと思います。私たち教職員は、次の図を何度も見たことがあると思います。図の水色の部分を見てください。ここが基礎的環境整備にあたります。

「基礎的環境整備」と「合理的配慮」の関係



基礎的環境整備とは、多くの生徒に共通する配慮であり、合理的配慮の基礎となります。そのため、同じような困難さであっても、**基礎的環境整備の状況によって、合理的配慮の内容は異なってくる**と考えられます。

また、基礎的環境整備に似た言葉として「ユニバーサルデザイン」があります。授業のユニバーサル化は、基礎的環境整備の一環と考えることができます。

違いを整理したい場合は、ユニバーサルデザインは理念、基礎的環境整備は教育環境整備と整理してはどうでしょうか。



校長



校長

基礎的環境整備が充実していない状況で合理的配慮を提供しようとする、どのようなことが起こる可能性があると思いますか。



特別支援
教育Co.

個別対応に追われて、対応できなくなると思います。



校長

そのとおりです。どの生徒にとっても分かりやすい授業等となるよう、**まずは、校内の基礎的環境整備の充実を図らないといけません。**



担任

校長、本校の「合理的配慮の提供」までの主な手続きは、どのようになっているのでしょうか。



校長

主な手続きとしては、次のような内容が考えられます。
提供後は、随時、評価及び見直しを行い、提供されている内容の適切さを本人・保護者と確認しましょう。

「合理的配慮の提供」までの主な手続き

- ① 個別の教育支援計画等の引継ぎ
- ② 本人・保護者からの申請（相談）等
- ③ 校内委員会等の開催
- ④ 本人・保護者との提供内容に係る合意形成等
- ⑤ 合理的配慮の提供

*提供後は随時、評価及び見直し

例えば、新入生の本人・保護者への合理的配慮に係る説明はいつ行い、申請書類としてどのような書類が配付されているのでしょうか。



担任



特別支援
教育Co.

学校によって多少違いはありますが、本校では入学前説明会において説明をしています。
文書例は巻末の二次元コードを読み取って確認してみてください。



本人・保護者から申請がなければ、合理的配慮を提供しなくても良いのでしょうか。



担任



校長

良い質問ですね。令和6年1月に文部科学省から発出された「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について」という通知には、次のような記載があります。詳細は巻末の二次元コードを読み取って確認してみてください。

(前略)

- 意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましいこと。



なるほど。我々教師から見て、合理的配慮の提供が必要だと思う場合は、学校から提案しないといけないですね。



担任



校長

そのとおりです。教育においては、教育基本法第4条第2項の規定も踏まえつつ、意思の表明の有無や当該事項を合理的配慮と呼ぶか呼ばないかではなく、その障害のある子どもが十分な教育を受けられるかどうかの視点から判断していくことが重要です。



第2章「合理的配慮の提供の実際」



担任

高等学校では、合理的配慮として、どのような内容が提供されているのでしょうか。

例えば、次のような例があります。その他にも高等学校に限りませんが、様々なホームページで合理的配慮の提供内容例が示されています。



特別支援
教育Co.

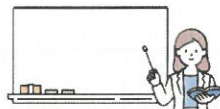
教育内容・方法

例) 読み書きに関する
補助手段の提供



支援体制

例) 学校内の資源活用
(通級指導教室設置
などの設置と活用)



施設・設備

例) 校内バリアフリー化



教育内容・方法

例) クラスの受容的な
人間関係づくり



支援体制

例) 医療的ケア提供に
係る体制整備



施設・設備

例) カームダウンエリア
の確保



大学入試センター
「令和7年度受験上の
配慮案内」



文部科学省
「高等学校入学者選抜に
おける受験上の配慮に
関する参考資料」



校長

新入生を想定した場合、高等学校における合理的配慮の提供パターンは、次の3つになると考えています。

「合理的配慮の提供」に係る3つのパターン

原則

切れ目なく入学後すぐに提供するパターン

合理的配慮の内容を調整して提供するパターン

合理的配慮の提供を提案するパターン

なるほど。このように整理すると、分かりやすいですね。



担任



第3章「教育成果につながる要件」



校長

昨年度卒業した生徒に係る事例を、先ほどお伝えした「合理的配慮の提供」に係る3つのパターンに沿って紹介します。具体的な事例から大切なポイントを再確認していただきます。

また、**合理的配慮の提供が教育成果につながる要件**についてもお話したいと思います。

事例①「切れ目なく入学後すぐに提供するパターン」



Aさん

- ・聴覚障害（難聴）の診断あり、補聴器使用
- ・中学校では、通常学級在籍
- ・中学校では、合理的配慮としてデジタル補聴援助システム使用許可を実施
- ・中学校からは個別的教育支援計画の引継ぎ有
- ・高校入学前に保護者から合理的配慮の提供申請有

事例②「合理的配慮の内容を調整して提供するパターン」



Bさん

- ・発達障害（ADHD）の診断あり
- ・中学校では、特別支援学級（自・情）在籍
- ・中学校では、合理的配慮として、特別支援教育支援員が側で指示理解を促す支援を実施
- ・中学校からは個別的教育支援計画の引継ぎ有
- ・高校入学前に保護者から合理的配慮の提供申請有

事例③「合理的配慮の提供を提案するパターン」



Cさん

- ・吃音症の診断あり
- ・小学校では、通級による指導を受けていた。
- ・中学校では、通常の学級に在籍
- ・中学校は、小学校のときとほぼ同集団であったこともあり、クラスメイトからナチュラルサポートを受けられる環境にあった。（合理的配慮の提供なし）
- ・中学校からは個別的教育支援計画の引継ぎ有
- ・高校入学前に保護者から合理的配慮の提供申請なし

事例①「切れ目なく入学後すぐに提供するパターン」



Aさん

- ・聴覚障害（難聴）の診断あり、補聴器使用
- ・中学校では、通常学級在籍
- ・中学校では、合理的配慮としてデジタル補聴援助システム使用許可を実施
- ・中学校からは個別の教育支援計画の引継ぎ有
- ・高校入学前に保護者から合理的配慮の提供申請有

4月〇〇日

職員会議で申請内容協議、切れ目なく提供することを決定

4月〇〇日

本人・保護者へ提供内容の説明・合意形成

学年会、教科会等で共通理解を図る（入学までに）

個別の教育支援計画作成（合理的配慮の内容記載含む）

4月〇〇日

入学式、合理的配慮の提供開始

本人・保護者からの依頼を受け、担任からクラスメイトへ聴覚障害があること、接するときに気を付けてほしいことを説明



Point

提供直後はこまめな効果確認を

4月〇〇日

担任から本人に対して、授業ごとに聞こえに支障はないか確認



Aさん

体育のとき、先生が他の生徒に対して話しているときにもマイクのスイッチがオンになっていて、困ることが…。クラスメイトが発表している内容は、ある程度聞こえるけれど、自分の聞こえに少し不安があるので、先生が復唱してくれると安心できます。

そうだったんですね。教えてくれたことをすぐに先生たちで共有して、対応できるようにします。



担任

4月〇〇日

関係教職員間で共通理解を図り、類似場面を含め対応の仕方を確認

(続き)

4月〇〇日

担任から本人に対して、授業ごとに聞こえに支障はないか確認



Aさん

小グループで話し合いをしているとき、ある程度、話し合いの方向性を推測しながら話を聞いています。そのため、急に話題を変えられると、話し合いの理解が不十分になることがあります。

なるほど。どうすれば、話し合いのときに困っていることが改善されますか。



担任



Aさん

例えば、「ちょっと話が変わるけど、〇〇のこと話してもいい？」と話題が変わることに気づきやすくなるような一言をはさんでもらえるとありがたいです。

わかりました。クラスメイトにそのことを伝えてもいいですか。



担任



Aさん

もちろんです。

7月〇〇日

三者面談で合理的配慮の提供内容に係る評価等実施
*同内容の継続で合意

聞こえのことで調整等が必要なときは、いつでも相談してください。



担任



Aさん

わかりました。

2月〇〇日

三者面談で合理的配慮の提供内容に係る評価等実施
*来年度も同内容の継続で合意

4月になったら新しい先生にも引き継がれるようにしておきますね。



担任

事例②「合理的配慮の内容を調整して提供するパターン」



Bさん

- ・発達障害（ADHD）の診断あり
- ・中学校では、特別支援学級（自・情）在籍
- ・中学校では、合理的配慮として、特別支援教育支援員が側で指示理解を促す支援を実施
- ・中学校からは個別的教育支援計画の引継ぎ有
- ・高校入学前に保護者から合理的配慮の提供申請有

4月〇〇日

職員会議で申請内容を協議、要配慮内容調整となる



担任

支援員の先生をすぐにつけることは難しいですね。校長、どうしましょうか。

そうですね。音声だけだと指示理解が困難なようだから、その困難さを取り除くことができるよう**代替案**を考えましょう。
合わせて、**合意形成できなかったときのために、当面の対応についても検討**しておきましょう。



校長

4月〇〇日

「代替案」と「当面の対応」の検討

校内委員会等で「学校としての提案内容」の意思決定



Point 調整が必要な場合は「代替案」を提案
合意形成ができないときは「当面の対応」を！



担任

代替案としてアプリケーションを使って、音声指示を文字化することができる環境を用意すると提案しますね。

はい。もしアプリケーションの使用に不安を感じて、合意形成に至らないようだったら、「しばらくの間、教頭や特別支援教育コーディネーターがアプリケーションの使い方などの支援を行います」と当面の対応として伝えてください。



校長

4月〇〇日

本人・保護者へ調整が必要な理由及び代替案の説明

(続き)



担任

本校では支援員の先生をすぐにつけることは難しい状況です。そこで、代替案としてアプリケーションを活用し、教師の指示や説明が文字化できるような環境を用意したいと考えています。いかがでしょうか。



保護者

分かりました。代替案まで考えていただきありがとうございます。Bはどう思う？



Bさん

アプリケーションって使ったことがないから不安だな。上手く使えなかったらどうしよう。



担任

支援員の先生はいないけど、〇〇さんがアプリケーションに慣れるまで、教頭先生や特別支援教育コーディネーターの先生が側でサポートできるよ。どうかな。



Bさん

そうしてほしいです。少し安心しました。

4月〇〇日

学年会、教科会等で共通理解を図る(入学までに)
個別的教育支援計画作成(合理的配慮の内容記載含む)

4月〇〇日

入学式、合理的配慮の提供開始

本人・保護者からの依頼を受け、担任からクラスメイトへ発達障害があること、そのために、机上に情報端末機器を置き、説明等を視覚化する配慮を受けることを説明

～提供直後のこまめな効果確認の部分は省略～

7月〇〇日

三者面談で合理的配慮の提供内容に係る**評価等実施**
*同内容の継続で合意

2月〇〇日

三者面談で合理的配慮の提供内容に係る**評価等実施**
*来年度も同内容の継続で合意



担任

4月になったら新しい先生にも引き継がれるようにしておきますね。

事例③「合理的配慮の提供を提案するパターン」



Cさん

- ・吃音症の診断あり
- ・小学校では、通級による指導を受けていた。
- ・中学校では、通常の学級に在籍
- ・中学校は、小学校のときとほぼ同集団であったこともあり、クラスメイトからナチュラルサポートを受けられる環境にあった。(合理的配慮の提供なし)
- ・中学校からは個別的教育支援計画の引継ぎ有
- ・高校入学前に保護者から合理的配慮の提供申請なし

4月〇〇日

職員会議でCさんの実態等が共有される



担任

Cさんは合理的配慮の提供申請はありませんが、授業開始から1週間後に、授業中の様子などを確認する機会をもちましょう。

4月〇〇日

入学式、授業開始

4月〇〇日

学年会開催



担任

Cさんの様子はどうですか。

とても良く頑張っています。ただ、やはり授業中に指名すると、話始めの部分で困っているように感じます。



関係教員



関係教員

話し合い活動でも同じような様子が見られるよ。クラスメイトもCさんの様子に少し戸惑っているようだ。どのように関わればいいのかと。

(続き)

4月〇〇日

特別支援教育コーディネーターへ相談



担任

Cさんの授業中の様子を学年会で確認しました。保護者からは合理的配慮の提供申請はありませんが、学校から配慮提供を提案してはどうかと。



特別支援
教育Co.

なるほど。例えば、どのような配慮があれば良さそうですか。



担任

そうですね。指名するときは、教師側が時間的なゆとりを十分に持つておくこと、後は、せかされていると本人が感じないような接し方をすることを、関係教職員間で共有してはどうでしょうか。



特別支援
教育Co.

いいですね。他の生徒の中にも、発表することに対して不安を強くもっている生徒もいるかもしれません。基礎的環境整備として、音声言語での発表と情報端末機器を使った発表を選べるようにしてはどうでしょうか。



担任

もう一つ学年会で話題になったのが、他のクラスメイトの様子です。Cさんにどのように接したらよいか戸惑っているように感じる教師もいました。



特別支援
教育Co.

Cさんの心理面の安定を図る上で、クラスメイトに対して、吃音の状態や、基本的な関わり方について説明し、理解を求めてはどうでしょうか。本人・保護者の同意は必要ですが、理解啓発を図るための配慮は大切な観点の一つです。教頭先生を通じて校長先生に校内委員会を開催してもらいますね。



担任

よろしくお願いします。

4月〇〇日

校内委員会開催

(続き)



校長

先生方、熱心な御協議ありがとうございました。それでは、本人・保護者へ合理的配慮として次のことを提案してください。また、基礎的環境整備の部分は、まずは1年生全員に対してゴールデンウィーク明けから行うことにしましょう。担任の先生は、ホームルームでそのことを生徒たちへ伝えてください。

【提案する合理的配慮内容】

- 授業中に指名をするときは、十分な時間的ゆとりを設けるようにする。
- クラスメイトに対して担任から、Cさんの吃音の状態と基本的な関わり方について説明し、理解を求める。



Point 本人・保護者からの申請がなくても、合理的配慮の提供が必要なときは、学校から提案

4月〇〇日

本人・保護者へ合理的配慮の提供に係る提案

娘のことを考えていただき、ありがとうございます。ぜひ、お願いします。クラスの人たちに、接し方を理解してもらえると安心できるよね。



保護者



Cさん

うん。中学校の頃までは、みんなが私のことをよく知っていたから困ることは少なかったけど、高校になって、ほぼ全員私のことを知らない人ばかりだったから心配してた。

もう一つ。1年生は5月から、誰でも授業で発表するときは、言葉（音声言語）で発表するか、情報端末機器を活用して発表するかを選べるようになります。Cさんも伝えやすい方を選んでくださいね。



特別支援教育Co.



保護者

ありがとうございます。それでは、学校から提案していただいた内容で合理的配慮を提供してください。



Cさん

ありがとうございます。中学校の頃のように、安心して勉強できそうです。

(続き)

4月〇〇日

臨時職員会議開催



校長

それでは、クラスメイトに対して行う説明の準備もあるかと思いますが、約1週間後である5月1日を目標に合理的配慮の提供準備をお願いします。
併せて、基礎的環境整備も同じタイミングとなるようお願いします。
クラスメイトに対する説明は、原案を一度、本人・保護者へ確認してもらってから行うようにしましょう。

5月〇〇日

合理的配慮の提供開始

～提供直後のこまめな効果確認の部分は省略～

7月〇〇日

三者面談で合理的配慮の提供内容に係る評価等実施



Cさん

先生、ありがとうございました。おかげで、クラスメイトのみんなも理解してくれました。みんなの表情から、そのことがよく伝わってきます。
発表の仕方も選べるようになって、すごく気持ちが楽になりました。自信をもって発表できるときは、自分の声で伝えたいと思えるようになりました。

よかったです。
引き続き、発表するときの合理的配慮は提供していきますね。
Cさんのことを理解してもらいたい人は、クラスメイト以外にいますか。



担任



Cさん

部活の先輩や顧問の先生にも説明してほしいです。私が言葉に詰まってもせかされたり、からかったりされていませんが、やっぱりちゃんと伝えておきたいです。

わかりました。それでは、Cさんの吃音症のことを伝える相手を、部活の顧問や先輩たちも加えて、合理的配慮を提供できるようにしますね。



担任

～以後、省略～



校長

どうでしたか。具体的な事例を通して、大切なポイントを確認することができたのではないのでしょうか。

最後に、合理的配慮の提供を教育成果へつなげていくためのポイントを5つお伝えしておきます。

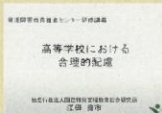
合理的配慮の提供を教育成果へつなげていくための要件

01 保護者との連携

- ・合理的配慮の目的や効果を保護者が理解することができるよう、適切な説明や情報提供を行っている。
- ・定期的な面談や連絡を通じて、学校における対応と家庭における支援の一貫性を保つことができるようにしている。

02 教職員間の共通理解及び連携

- ・校内研修や情報共有などを通じて、対象生徒に係る実態及び教育的ニーズの共通理解を図っている。
- ・各教科担当が、対象生徒の教育的ニーズに基づき、それぞれの授業内容に応じた配慮を提供することができるよう、具体的な方法等について検討・共有している。
- ・関係教職員は、当該生徒に成長してほしいと願っており、定期的に協議等をし、配慮に係る状況や効果を振り返っている。



国立特別支援教育総合研究所
【研修動画】(約15分)
「高等学校における合理的配慮」



03 クラスメイト等の理解促進

- ・クラスメイト等に対して、合理的配慮が特別な待遇ではなく、学びの公平性を確保するための手段であることを説明している。*要本人・保護者の同意
- ・他者との違いや多様な学び方などを尊重し、互いに支え合うことの重要性について指導・支援している。

04 本人の意欲及び自尊心の向上

- ・学校が設定した「3年間を通じて育てたい生徒像」を踏まえて、なりたい姿を具体的に描くことができるように支援している。
- ・対象生徒が、自分の成長を実感できるよう、合理的配慮を含む支援を提供するとともに、ポジティブなフィードバックを提供することができている。
- ・対象生徒が、他の生徒と比べるのではなく、自分自身の成長に意識を向けられるように働きかけ、自己尊重の意識を高めることができるようにすることができている。

05 本人参画による検討及び評価

- ・配慮内容の検討や決定に際し、対象生徒自身の意見や希望等を積極的に取り入れている。
- ・合理的配慮の効果を定期的に本人と一緒に評価し、必要に応じて改善点を話し合っている。
- ・対象生徒自身が、自分の学びのプロセスに主体的に関与し、自己効力感等を高めることができている。



第4章「進学先への引継ぎ」



校長

ここまでは、合理的配慮に係る基本的な知識と、合理的配慮の提供について、一緒に確認をしました。

ここからは、合理的配慮の引継ぎについて、一緒に考えていきましょう。まずは、進学先への引継ぎについてです。



担任

確かに、進学希望の多くの生徒が関係する大学共通テストにおいても、配慮提供が一般化されていますよね。



特別支援
教育Co.

そのとおりです。多くの場合、共通テスト等で特別な配慮を申請するためには、**高等学校等でその内容が合理的配慮として提供されていることが要件**となっており、そのことを確認するために実施状況を書面で報告したり、**個別の教育支援計画の写しの提出が求められたりすることもある**ようです。



校長

それでは、個別の教育支援計画について、一緒に確認していきましょう。文部科学省のホームページには、次のような記載があります。詳細は巻末の二次元コードを読み取り、確認してください。

■「個別の教育支援計画」は、障害のある児童生徒の**一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していく**という考えの下、**長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする。**



担任

「長期的な視点」とありますが、どのくらいの期間を想定して作成されるのでしょうか。



特別支援
教育Co.

3年間くらいを目安に作る人が多いようです。そのため、支援の内容などに変更があった場合は、その都度修正等を行います。

家庭を含めた関係機関と情報を共有するツールというイメージをもってほしいと思います。

共有する情報は個人情報に当たるため、個別の教育支援計画の**作成に当たっては、保護者の同意が必要です**。

県教育庁特別支援教育課から高等学校用の新しい個別の教育支援計画の参考様式が出ているので、そちらを見ながら、作成上の留意事項を確認しましょう。



校長

「個別の教育支援計画」イメージ

プロフィールシート

支援シート

二次元
コード

特別支援教育課
ホームページ
「個別の教育支援
計画」参考様式

参考様式は、上の画像にあるように、「プロフィールシート」と「支援シート」の2つで構成されています。作成のポイント次の3つです。

- ・いつまでに作成するかを決めておくこと
- ・分担して作成すること
- ・それぞれの学校が定めた「3年間を通じて育てたい生徒像」を踏まえて、**なりたい姿を考えること**

これらの部分をしっかりと検討しておくことが、合理的配慮を含む支援を教育成果へとつなぐ大きなポイントになります。



校長



特別支援
教育Co.

合理的配慮については、その**効果を本人と確認し、必要に応じて調整することが大切です**。もちろん、本人の成長等に応じて、内容を見直すこともあり得るでしょう。



校長

ただ、このようにして、作成、記録された個別の教育支援計画を高等学校から進学先へ引き継ぐときには、注意が必要です。



担任

卒業後も含めた「長期的な視点」と考えた場合、学校は進学先へ必ず引き継ぐべきではないでしょうか。



特別支援
教育Co.

たしかに、個別の教育支援計画の作成目的はそのとおりですが、**進学先で、本人が自分の障害をオープンにして学生生活を送ろうとしているかどうかの確認が必要です**。



校長

そのとおりですね。高等学校から進学先へ引き継ぐときには、注意が必要です。**本人の意向を確認しないまま、個別の教育支援計画を引き継いでしまうと、人権侵害になる恐れがあります**。



Point

進学先へ個別の教育支援計画を引き継ぐ場合は、本人・保護者の同意が必要



特別支援
教育Co.

高等学校在学中から、**自分の権利を守る**ことについて、丁寧に指導・支援していくことが大切になってきます。

その一つ的手段として、通級による指導の実施を学校として検討することもポイントになってくると思います。



特別支援
教育Co.

できるだけ早くから、志望校のオープンキャンパスに参加し、学生支援窓口のような部署の話を聞くことも大切です。



校長

そうですね。大学等になると、自分から求めていかないと、合理的配慮の提供を受けることができません。自分の権利を守る意識をこういったプロセスを通じて培って欲しいです。



特別支援
教育Co.

例えば、岡山には「大学コンソーシアム岡山」という組織があります。ここでは、県内の大学の学生支援窓口一覧等が公開されています。また、年1回「障がい学生支援研修会」が開催されています。こういった情報を、本人、保護者へ情報提供することも大切ですね。



担任

なるほど。大学でも合理的配慮に係る取組がかなり進んできているんですね。

「大学コンソーシアム岡山」



大学コンソーシアム 岡山ホームページ



県民生活部県民生活交通課ホームページ
*最下段に支援相談窓口一覧情報があります。



第5章「就職先への引継ぎ」



校長

最後に、就職先への引継ぎについて整理しましょう。まず最初に整理することは、通常の雇用と障害者雇用の違いについてです。

障害者雇用は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって、定められていて、障害のある方が安定して働き続けることを目的とした法律です。



特別支援
教育Co.



担任

「障害者雇用」の対象となる方はどのような方になるのでしょうか。

「障害者雇用」は、原則、「障害者手帳」を所持している方が対象となります。「障害者手帳」には、次の3つの種類があります。



特別支援
教育Co.

障害者手帳の種類

- ☐ 療育手帳
- ☐ 身体障害者手帳
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳



担任

なるほど。でも、例えば、身体障害者手帳を持たれている方でも、通常の雇用で働かれている事例を聞いたことがあります。



校長

そうですね。企業へ応募する際、**本人が職場へ障害を開示して働く（オープン就労）か、開示せずに働く（クローズ就労）かは、本人が（適宜、保護者等と相談をして）決める必要があります。**

求人には、**一般求人と障害者専用求人**があります。高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒の就労においては、**まず、一般求人掲載企業へ応募する際、自身の障害を開示するか、しないかを整理することから始めることが一般的です。**



特別支援
教育Co.



校長

そうですね。この整理は、**本人へ告知済みであることや、本人がある程度自身の障害を受容していることが前提**となります。



担任

それぞれの主なメリット・デメリットはどうなりますか。



特別支援
教育Co.

まず、一般求人に係るメリット・デメリットを表にまとめると、次のように整理できると思います。

	メリット	デメリット
一般求人 （障害非開示）	■業種や職種などの選択肢が多い ■給与水準が高い傾向 *障害者専用求人との比較	■勤務形態や業務内容などに係る配慮を受けることが困難
一般求人 （障害開示）	■勤務形態や業務内容などに係る配慮を受けられる ■必要に応じて、企業と支援機関が連携したサポートが受けられる	■仮に、障害のない方が10の成果を求められるとしたら、配慮を受けた上で、10又はそれに限りなく近い成果を求められる傾向がある



特別支援
教育Co.

原則、**障害者手帳が必要な障害者専用求人**に係るメリット・デメリットは次のとおりです。

	メリット	デメリット
障害者専用求人	■勤務形態や業務内容が、一般求人のそれらと比べ、すでに調整されていることが多い ■勤務形態や業務内容などに係る配慮を受けられる ■必要に応じて、企業と支援機関が連携したサポートを受けられる	■キャリアアップが困難で、給与水準が低い傾向 *一般求人との比較

一般求人と比べて給与水準が低い傾向などのデメリットはありますが、特別な支援を必要とする生徒にとって**障害者専用求人による就労のメリットは、職場定着の上では大きい**ですね。



担任



校長

そうですね。ある研究結果では、職場定着率の違いが次のように示されています。

【12か月後の職場定着率】

- 一般求人（障害非開示） 約30%
- 一般求人（障害開示） 約50%
- 障害者専用求人（障害開示） 約70%

障害者職業総合センター
「調査研究報告書No.137障害者の就業状況等に関する調査研究（2017年4月）」を基に特別支援教育課が作成



特別支援
教育Co.

自分の障害を**職場で開示していることに安心感**を感じることもあるよう
です。



担任

職場で開示することを前提としたインターンシップを行うときは、**あらかじめ本人が働く上で、どのような合理的配慮が必要か、本人と一緒に整理しておき、就職先が決まったら引継ぎができるようにしておくことが必要**ですね。



特別支援
教育Co.

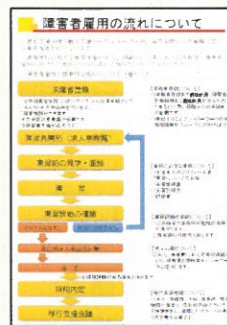
そのとおりです。働く上での合理的配慮は、必ずしも学校で提供してもらっている合理的配慮の内容と同じではありません。また、**インターンシップ後は、評価、見直し**をするようにしておきましょう。



校長

さらに詳しく知りたい場合、県教育庁特別支援教育課が作成している「**高等学校就労支援マニュアル**」を参照すると良いでしょう。

「高等学校就労支援マニュアル」



ダウンロード





第6章「Nothing About Us Without Us.」



校長

合理的配慮に係る基本的な知識を確認し、提供及び引継ぎの要点を説明しました。今日をきっかけに、本校として更に適切な対応できるようにしていきたいと思います。



特別支援
教育Co.

校長先生、昨年度卒業したAさん、Bさん、Cさんが揃って学校に来てくれています。



卒業生

高校生のとき、いつも先生方が、合理的配慮の話し合いや評価などで私たちの意見に耳を傾けてくれてとてもうれしかったです。



校長

そう思っているのと知り、校長先生はとてもうれしいです。



卒業生

卒業してから知りましたが、「Nothing About Us Without Us.」つまり、「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」というスローガンは合理的配慮の提供や引継ぎにおいてとても大切になるそうです。



校長

みなさんが、必要な配慮を受けながら、なりたい自分になり、明るい笑顔で生き活きと暮らすことができるよう願っています。



巻末資料

1 各章のサマリー

- 右の二次元コードを読み取ることで、各章のサマリーを確認していただけます。

二次元
コード

各章サマリー

2 参考文献等

- 2ページ
内閣府リーフレット
「障害者差別解消法が変わりました!」
合理的配慮の提供が義務化されました



内閣府
リーフレット

- 2ページ
県教育庁特別支援教育課
令和4年3月30日付け【特指第539号】「学校教育分野に
おける合理的配慮を踏まえた教育の一層の充実について(通知)」



特指第539
通知

- 2ページ
文部科学省
令和4年12月「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を
必要とする児童生徒に関する調査」の結果



文部科学省
公表資料

- 3ページ
文部科学省
障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮
及びその基礎となる環境整備



文部科学省
ホームページ

- 3ページ
京都大学学生総合支援機構によるHEAP
(高等教育アクセシビリティプラットフォーム)



HEAP
ホームページ

- 7ページ
参考様式
「合理的配慮申請書」

二次元
コード

参考文書例

- 7ページ
文部科学省
「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別
の解消の推進に関する対応指針の策定について」



文部科学省
ホームページ

- 8ページ
大学入試センター
「令和7年度受験上の配慮案内」



大学入試センター
ホームページ

- 8ページ
文部科学省
「高等学校入学者選抜における受験上の配慮に
関する参考資料」



文部科学省
ホームページ

- 19ページ
国立特別支援教育総合研究所(特総研)
【研修動画】(約15分)
「高等学校における合理的配慮」



特総研
ホームページ

- 21ページ
文部科学省
参考1「個別的教育支援計画」について



文部科学省
ホームページ

- 24ページ
大学コンソーシアム岡山
ホームページ



大学コンソーシアム
岡山ホームページ

- 24ページ
県民生活部県民生活交通課
支援相談窓口一覧



県民生活部県民生活
交通課ホームページ

- 28ページ
県教育庁特別支援教育課
「高等学校就労支援マニュアル」



特別支援教育課
ホームページ



サマリー 第1章「合理的配慮とは」

1 合理的配慮とは

- 障害のある子どもが、他の子どもと**平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと**であり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**。
- 学校の設置者及び学校に対して、**体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**。



文部科学省
ホームページ

2 合理的配慮の提供に係るポイント

- 合理的配慮の否定は、**障害を理由とする差別に含まれる**
- 学校として過度な負担と思われる場合、代替案を提示して話し合うなど、**建設的な対話による合意形成に努めること**
* 第三者による調整が必要な場合もある。
- 合理的配慮の範囲に係るポイントは次の3つ
 - ・本来業務に付随するものに限られること
 - ・同等の機会の提供を受けるためのものであること
 - ・目的、内容、機能の本質的な変更には及ばないこと

◆ コラム ①「対話において避けるべき3つの考え方」



前例がないので対応できない

- ・前例がないことは、提供を断る理由にならない
- ・個別のニーズに応じた柔軟な検討をする必要がある



特別扱いはいできない

- ・学業における合理的配慮提供の目的は、障害のない人と同じ「学びのスタートラインに立つこと」



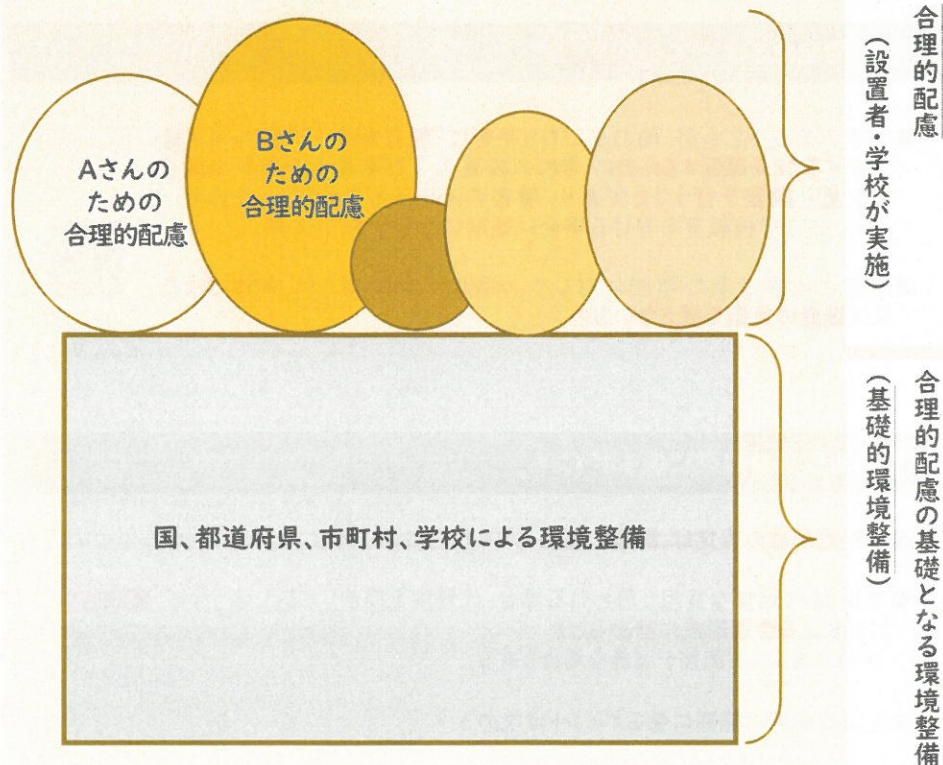
何かあってはいけ ないのでできない

- ・漠然としたリスクの可能性は、提供を断る理由にならない
- ・リスクの具体やその低減策などを学校組織として検討すること

政府広報オンライン『事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化』参照



3 「基礎的環境整備」と「合理的配慮」の関係



■まずは、校内の基礎的環境整備の充実に努めることが重要

4 「合理的配慮の提供」に係る主な手続き及び留意点

■「合理的配慮の提供」に係る主な手続き

- ① 個別の教育支援計画等の引継ぎ
 - ② 本人・保護者からの申請(相談)等
 - ③ 校内委員会等の開催
 - ④ 本人・保護者との提供内容に係る合意形成等
 - ⑤ 合理的配慮の提供
- *提供後は随時、評価及び見直し

■留意点

本人の意思の表明の有無や当該事項を合理的配慮と呼ぶか呼ばないかではなく、その障害のある子どもが十分な教育を受けられるかどうかの視点から判断していくことが重要



サマリー 第2章「合理的配慮の提供の実際」

1 合理的配慮内容例

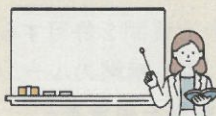
教育内容・方法

例) 読み書きに関する
補助手段の提供



支援体制

例) 学校内の資源活用
(通級指導教室設置
などの設置と活用)



施設・設備

例) 校内バリアフリー化



教育内容・方法

例) クラスの受容的な
人間関係づくり



支援体制

例) 医療的ケア提供に
係る体制整備



施設・設備

例) カームダウンエリア
の確保



大学入試センター
「令和7年度受験上の
配慮案内」



文部科学省
「高等学校入学者選抜に
おける受験上の配慮に
関する参考資料」

2 「合理的配慮の提供」に係る3つのパターン

原則

切れ目なく入学後すぐ
に提供するパターン

合理的配慮の内容
を調整して提供する
パターン

合理的配慮の提供を
提案するパターン

◆ コラム ②「その他の合理的配慮内容例」

- ・スライドや配付プリントの漢字にふりがなをふる。
- ・ノイズキャンセリング機能のあるイヤホン等の使用を許可する。
- ・事前に変更になることが分かっている場合には、変更内容を伝えたり、視覚的に確認できるようにしたりする。

- ・授業内容の要点をまとめて示す。
- ・一度に提示する課題量を調整する。
- ・必要に応じて全体指示の後、個別に指示を行う。

- ・情報端末機器等による発表や質問を許可する。
- ・授業のルールや学校生活に係る暗黙のルールを視覚的に示す。
- ・得意なところを活かせる役割等を用意する。

- ・動きのある活動場面を積極的に取り入れる。
- ・「いつ」「だれが」「どこで」など、5W1Hを手がかりに発表等ができるようにする。
- ・進んでサポートをしてくれる生徒を隣の席に配置する。

- ・混乱したときに落ち着くための空間を用意する。
- ・気持ちを表現しやすいツールを用意し、他者と確認、共有しやすくする。
- ・通級による指導を受けられる校内体制を整備する。

- ・発達障害の障害特性に応じた指導・支援のための校内研修会を開催する。
- ・特別支援学校のセンター的機能を積極的に活用する。
- ・指摘や指示し合うのではなく、良い所を認め合うクラス集団をつくる。

- ・障害による困難さについてクラスメイトに説明する。＊要本人、保護者の同意
- ・避難解除まで落ち着いて過ごすことのできる場所を確保する。
- ・具体的に指示をするなどして、不安を和らげる。

- ・移動教室で使用する教室を1階に集める。
- ・提出物を出す場所や、入れるボックスを決めておく。
- ・写真や図面などを活用し、校内の動線を理解しやすくする。

- ・情報端末機器等による板書撮影やノートテイクを許可する。
- ・自分で血糖値測定等をするための空間を用意する。



サマリー 第3章「教育成果につながる要件」

I 合理的配慮の提供が教育成果につながる要件

01 保護者との連携

- ・合理的配慮の目的や効果を保護者が理解することができるよう、適切な説明や情報提供を行っている。
- ・定期的な面談や連絡を通じて、学校における対応と家庭における支援の一貫性を保つことができるようにしている。

02 教職員間の共通理解及び連携

- ・校内研修や情報共有などを通じて、対象生徒に係る実態及び教育的ニーズの共通理解を図っている。
- ・各教科担当が、対象生徒の教育的ニーズに基づき、それぞれの授業内容に応じた配慮を提供することができるよう、具体的な方法等について検討・共有している。
- ・関係教職員は、当該生徒に成長してほしいと願っており、定期的に協議等をし、配慮に係る状況や効果を振り返っている。

国立特別支援教育総合研究所

高等学校における
合理的配慮

国立特別支援教育総合研究所
研究開発部
広報 広報

国立特別支援教育総合研究所
【研修動画】(約15分)
「高等学校における合理的配慮」



03 クラスメイト等の理解促進

- ・クラスメイト等に対して、合理的配慮が特別な待遇ではなく、学びの公平性を確保するための手段であることを説明している。＊要本人・保護者の同意
- ・他者との違いや多様な学び方などを尊重し、互いに支え合うことの重要性について指導・支援している。

04 本人の意欲及び自尊心の向上

- ・学校が設定した「3年間を通じて育てたい生徒像」を踏まえて、なりたい姿を具体的に描くことができるように支援している。
- ・対象生徒が、自分の成長を実感できるよう、合理的配慮を含む支援を提供するとともに、ポジティブなフィードバックを提供することができている。
- ・対象生徒が、他の生徒と比べるのではなく、自分自身の成長に意識を向けられるように働きかけ、自己尊重の意識を高めることができるようにできている。

05 本人参画による検討及び評価

- ・配慮内容の検討や決定に際し、対象生徒自身の意見や希望等を積極的に取り入れている。
- ・合理的配慮の効果を定期的に本人と一緒に評価し、必要に応じて改善点を話し合っている。
- ・対象生徒自身が、自分の学びのプロセスに主体的に関与し、自己効力感等を高めることができている。



サマリー 第4章「進学先への引継ぎ」

1 進学先へ合理的配慮の内容を引き継ぐ場合の留意点等

- 共通テスト等で特別な配慮を申請するためには、**高等学校等でその内容が合理的配慮として提供されていることが要件**となる場合が多い
- そのことを確認するために実施状況を書面で報告したり、**個別の教育支援計画の写しの提出が求められたりすることがある**
- 作成、記録された個別の教育支援計画を高等学校から**進学先へ引き継ぐときには、注意が必要**
- **本人の意向を確認しないまま、個別の教育支援計画を引き継いでしまうと、人権侵害になる恐れがある**
- 高等学校在学中から、**自分の権利を守る**ことについて、丁寧に指導・支援していくことが大切。
- できるだけ早くから、志望校のオープンキャンパスに参加し、学生支援窓口のような部署の話を聞くこと
- 大学等になると、**自分から求めているかないと、合理的配慮の提供を受けることができない**

2 「個別の教育支援計画」とは

- 「個別の教育支援計画」は、障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、**教育の視点から適切に対応していく**という考えの下、**長期的な視点(約3年を目安)**で乳幼児期から学校卒業後までを通じて**一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とした書類**
- **家庭を含めた関係機関と情報を共有するツールであり、作成に当たっては、保護者の同意が必要**
- 作成のポイント次の3つです。
 - ・いつまでに作成するかを決めておくこと
 - ・分担して作成すること
 - ・それぞれの学校が定めた「3年間を通じて育てたい生徒像」を踏まえて、**なりたいたい姿を考えること**

二次元
コード

特別支援教育課HP
「個別の教育支援
計画」参考様式



サマリー 第5章「就職先への引継ぎ」

1 2種類の求人と、それぞれの主なメリット・デメリットとは

- 求人には、**一般求人と障害者専用求人**があり、一般求人へ応募する際、**本人が職場へ障害を開示して働く(オープン就労)か、開示せずに働く(クローズ就労)かは、本人が(適宜、保護者等と相談をして)決める**必要がある
* 障害者専用求人は、原則障害者手帳が必要であり、職場への開示が前提となる

■ それぞれの主なメリット・デメリットは次のとおり

	メリット	デメリット
一般求人 (障害非開示)	■ 業種や職種などの選択肢が多い ■ 給与水準が高い傾向 * 障害者専用求人との比較	■ 勤務形態や業務内容などに係る配慮を受けることが困難

一般求人 (障害開示)	■ 勤務形態や業務内容などに係る配慮を受けられる ■ 必要に応じて、企業と支援機関が連携したサポートを受けられる	■ 仮に、障害のない方が10の成果を求められるとしたら、配慮を受けた上で、10又はそれに限りなく近い成果を求められる傾向がある
----------------	---	---

	メリット	デメリット
障害者専用求人	■ 勤務形態や業務内容が、一般求人のそれらと比べ、すでに調整されていることが多い ■ 勤務形態や業務内容などに係る配慮を受けられる ■ 必要に応じて、企業と支援機関が連携したサポートを受けられる	■ キャリアアップが困難で、給与水準が低い傾向 * 一般求人との比較

2 「障害者手帳」の種類とは

- 療育手帳
- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

3 「就職先への引継ぎ」に係る留意点

■職場で開示することを前提としたインターンシップを行うときは、**あらかじめ本人が働く上で、どのような合理的配慮が必要か、本人と一緒に整理しておき、就職先が決まった際に引継ぎができるようにしておくこと**

■高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒の就労においては、**まず、一般求人掲載企業へ応募する際、自身の障害を開示するか、しないかを整理することから始める**ことが一般的です。

***本人へ告知済みであることや、本人がある程度自身の障害を受容していることが前提**

■一般求人と比べて給与水準が低い傾向などのデメリットはあるが、特別な支援を必要とする生徒にとって**障害者専用求人による就労のメリットは、職場定着の上では大きい**

■ある研究結果では、職場定着率の違いが次のように示されている

【12か月後の職場定着率】

●一般求人	(障害非開示)	約30%
●一般求人	(障害開示)	約50%
●障害者専用求人	(障害開示)	約70%

障害者職業総合センター
「調査研究報告書No.137障害者の就業状況等に関する調査研究(2017年4月)」を基に特別支援教育課が作成

4 「高等学校就労支援マニュアル」

■さらに詳しく知りたい場合、県教育庁特別支援教育課が作成している「高等学校就労支援マニュアル」を参照すること

